

論 説

国際金融システム
— 多数国モデル

紀 国 正 典

I はじめに

国際金融システムの研究を、われわれはグローバル・2国モデルを利用しておこなってきた。これは現実には多数の金融主権国とその国民金融諸要素によって構成されている国際金融システムを分析するにあたって、それらをより純粹に、より簡潔に把握するために使用した方法である。それは、多数の金融主権国と国民金融諸要素のさまざまな存在とそれによって発生する諸関係を、2カ国の存在形態と諸関係に集約して国際金融機能と国際金融システムの存在様式を検討しようとしたものである。この方法によって、国際金融機能の遂行のためにはいずれかの国の国民金融諸要素が必要であること、これにより基底的複合性と派生的複合性という二重の意味での複合的存在である国民金融諸要素間には対抗関係と作用・反作用関係が発生すること、そしてそれらの働きによって国民金融諸要素間にはさまざまな動態的諸関係が形成され国際金融システムの多様な存在様式と存在形態が生まれること、などが明らかになった。

このように、2国モデルで検討された国際金融システムであっても、それらが多様な運動と存在様式を現すことを示すことができたのである。しかしながら、現実には多数の金融主権と国民金融諸要素によって複雑に展開される国際金融システムのさまざまな運動と存在様式を、単純な2国モデルの中に押し込めるには無理がある。それらはあくまで2国間という一面的な関係が作り出したものに過ぎないからである。グローバル・2国モデルの方法には、認識方法と

してのメリットと限界が存在するのである。

この限界を突破するためには、2国モデルの中に内包されていたものを、外延的に解放しなければならない。2国モデルの中に内包されていた多様な存在形態を、外延的な多様性として展開しなければならない。内包的多様性の外延的多様性への展開である。国際金融システムは、水平的・地域的に展開されたモデルによって、すなわち多数国モデルによって、現実により一歩近づいた姿で検討されることになる。

2カ国で構成された国際金融システムに、新しい主権国が登場することによって、多数国モデルの国際金融システムが出現する。われわれは、理論的に2カ国の存在に集約したのである。理論的に集約したものを、理論的に分裂させることは容易である。理論的な主権分裂によって新しい主権国が登場する。現実にもわれわれは、一方での主権の分裂・国家分裂と他方での主権統合・国家統合が同時的に、頻繁に発生する時代に生きている。既存の国家制度という枠組みが居住者に受け入れられないときには、多大な損失を生みだしつつも歴史的な時間単位ではいとも簡単に、新しい枠組の再構築が模索されるのである。

以下、第Ⅱ章で多数国利用関係の特徴について考察し、それを受けて第Ⅲ章で多数国における動態的諸関係と利用参入関係について考察して、多数国モデルでの国際金融システムの解明を目指す。¹⁾

Ⅱ 多数国利用関係の発生と展開

2国モデルの国際金融システムを構成していたA国、B国という主権国に加えて、新しい主権国、例えばC国、D国、E国などが登場することによって、国際金融システムの多数国モデルが形成される。3カ国、4カ国、5カ国の主権国が登場すれば、それぞれ3カ国モデル、4カ国モデル、5カ国モデルの国際金融システムの多数国モデルが形成されることになる。つまり、nカ国の主権国が登場することによって、国際金融システムのnカ国モデルが形成されるのである。これらの多数国モデルの基本単位になるのは当然、3カ国モデルである。

新しい主権国の登場とともに、国際金融システムはこれらの多数の主権国によって構成されることになり、国際金融システムの複合的性格は拡大する。国際金融システムが、多数の分裂した絶対的権限によって構成されているという基底的複合性と、同時にその属性として異なった国民金融諸要素によって構成されているという派生的複合性の、二重の意味での複合性の拡大である。多数国モデルの発展とともに、複合性がその本来の概念的意味に近づく。

ただし、新しい主権国とその国民金融諸要素が発生しても、それがすぐにその機能を発揮するとは限らない。国民金融諸要素がその機能を行使することができるのは、対外利用参入と対内利用参入および金融機関の対外拠点参入と対内拠点参入が認められることによってである。現実の国際金融システムは、この利用参入の自由化の程度・水準によって、さまざまに形成される。これが国際金融システムの現実的諸関係モデルである。

国民金融諸要素の利用参入が完全に自由化された段階が、国際金融システムがもっとも高度に発展した段階である。われわれの研究は、最初に、この高度の段階を想定してここから出発した。これは、すべての国民金融諸要素がこの潜在的可能性をもっているものとして取り扱ったからである。また国民金融諸要素の働きを純粋・完全に示すためにもこの方法が必要だったのである。これが国際金融システムの潜在的諸関係モデルである。そこでは最初に国民金融諸要素の存在を静態的に派生的複合性として取り扱った。それが国際金融システムの一般的・平均的存在でもあったからである²⁾。

しかし、完全利用参入下においては、国際金融システムを派生的複合性として静態的にとどめておくわけにはいかない。対抗・相互作用関係が働くため国民金融諸要素間にはより意識的・積極的な対抗的・相互作用の複合性や対抗的・相互作用の統合性などの動態的諸関係が発生するからである。より具体的に国際金融システムを分析するためには、このような動態的な諸関係によって構成された国際金融システムの構造分析が必要になる。このような事情でわれわれは国際金融システムの構造分析に取りかかったのである。そしてその後、利用参入のさまざまな水準や進展によって形成される国際金融システムを示して、国際金融システムの現実諸関係モデルに接近しようとしたのである³⁾。

われわれの研究はこのような方法で歩んできたのである。多数国モデルの国際金融システムを検討する本稿においても、これと同様の方法が必要になる。完全利用参入を想定した潜在的諸関係モデルから出発し、それを受けてのちに不完全利用参入下での現実的諸関係モデルからみた国際金融システムに接近する。

国際金融システムが2国モデルから多数国モデルへ発展するとともに、国際金融システムには、新しい機能的特徴が発生する。国際金融システムは、新しい特徴をもったシステム体系へと発展する。

第1に、新しい種類の国際金融取引需要が発生し増加することである。

A国、B国という2カ国で構成された国際金融システムにおいては、A国の居住者とB国の居住者との間で、国境をこえた決済や貸借などの取引関係や取引需要が発生する。このような国際金融取引需要は、2国モデルにおいては、A国とB国との間での取引関係の1種類のみであった。ところが多数国モデルにおいては、例えば、3カ国モデルでみると、C国の居住者との取引関係が新たに加わる。A国の居住者とB国の居住者との取引関係に加えて、A国の居住者とC国の居住者との取引関係、そしてB国の居住者とC国の居住者との取引関係が新たに発生する。A国・B国間（B国・A国間）だけでなく、A国・C国間（C国・A国間）、そしてB国・C国間（C国・B国間）の、総計3種類の国際取引関係が生まれるのである。4カ国モデルだと6種類、5カ国（10ヶ国）モデルにおいては10（45）種類と、国際取引関係の種類は加速度的に増加する。一般に、 n カ国モデルにおいては、 n カ国を直線で結んだ線の数、すなわち、 $(n-1)+(n-2)+\dots+(n-n)$ の種類国際金融取引関係が発生することになる。

第2に、新しい国民金融諸要素の利用可能性が発生することである。

新しい主権国、例えばC国が登場すれば、当然にC国に内在している国民金融諸要素の利用が可能になる。これにはC国籍の金融機関、C国の市場や制度、そしてC国の貨幣・貨幣制度、C国の金融政策、C国の規制・監督などの金融行政、さらに金融以外の税制・会計制度などの諸要素があるが、それぞれC国固有の様式や方法によって運営されている。3カ国モデルにおいては3種

類の国民金融諸要素の利用が可能になるが、D国、E国などの主権国が新たに登場するにつれて利用可能な国民金融諸要素の種類は増加する。nカ国モデルにおいて利用可能な国民金融諸要素の種類は当然にnカ国の種類である。

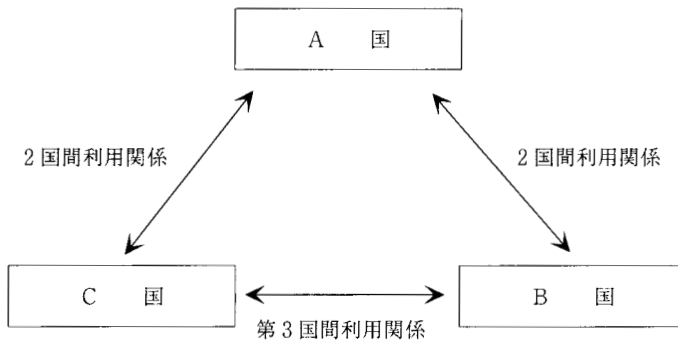
このような国民金融諸要素の利用可能性の種類増加と、上でみた国際取引関係の種類増加を比較すれば、後者の増加の程度がはるかに大きい。例えば、3カ国モデルにおいては利用可能な国民金融諸要素の種類は3種類で国際金融取引の種類は3種類であるが、これが4カ国モデルになると国民金融諸要素の種類は4種類であるのに対して国際金融取引の種類は6種類となり、さらに5カ国（10ヶ国）モデルになると国民金融諸要素の種類は5（10）種類に対して国際金融取引の種類は10（45）種類にも増加する。これは、上でみたように、nカ国モデルでの国民金融諸要素の種類がnカ国であるのに対して、国際金融取引の種類は、 $(n-1)+(n-2)+\dots+(n-n)$ となることから、いわば当然の法則ではあるが、しかしこのことは次にみるように、多数国モデルにおいて国民金融諸要素の新しい利用関係が発生する基盤となるものである。

多数国モデルの新しいシステム体系の発展とともに、国民金融諸要素の新しい利用関係が発生する。第1に、2国間利用関係の拡大と発展であり、第2に、この2国間利用関係の発展を基盤として第3国間利用関係が新たに発生し、それが2国間利用関係の拡大よりも発展していくことである。

多数国モデルの基本となる3カ国モデルで、このことをみてみよう（第1図参照のこと）。A国、B国、C国で構成された3カ国のそれぞれの居住者を甲、乙、丙としよう。この居住者は、すでにこれまでの研究でそうしてきたように、個人、企業、金融機関、中央銀行、政府などの取引当事者を代表させたものである。

A国の居住者である甲とB国の居住者である乙が決済や貸借などの金融取引を行うにあたっては、甲と乙との間にはまず第1に、A国の国民金融諸要素を利用するか、あるいはB国の国民金融諸要素を利用するのかという選択関係、すなわち取引当事者のいずれの国の国民金融諸要素を利用するのか、という関係が発生する。これについては2国モデルでのこれまでのわれわれの研究で、詳細に検討してきたことである。甲と乙のいずれかの取引当事者には、自

第1図 3カ国モデルにおける国民金融諸要素の利用関係
 (A国の国民金融諸要素を利用する立場からみたもの)



国の国民金融諸要素の利用可能性が与えられる。これにより自国の国民金融諸要素を利用することになる国籍国の当事者には国際金融権能利益と費用が発生する。そして、両国の国民金融諸要素は直接の競争的・対抗的關係に置かれるのである。このように取引当事者のいずれかにとっては自国の国民金融諸要素を利用することになるかもしれない関係に立って、国民金融諸要素が利用される場合が2国間利用関係である。このような2国間利用関係はさらに、A国居住者の甲とC国居住者の丙との取引関係においても、A国の国民金融諸要素を利用するか、C国の国民金融諸要素を利用するかの対立関係として出現する。さらに、B国居住者の乙とC国居住者の丙との間でも、B国あるいはC国の国民金融諸要素の利用対立関係として現れるのである。

ところで、先のA国の居住者である甲とB国の居住者である乙との金融取引に際して甲と乙は、2国間利用関係の選択以外に、両当事者がどちらもC国の国民金融諸要素を利用するという選択も可能である。この場合甲と乙のいずれにとってもC国の国民金融諸要素は自国のものではない。つまりいずれの国の当事者にとっても国際金融権能利益や費用を発生させるものではない。このように取引当事者のいずれの国にとっても自国のものではない国民金融諸要素を利用する関係に立って、国民金融諸要素が利用される場合が第3国間利用関係である。この第3国間利用関係は、さらにA国居住者の甲とC国居住者

の丙との取引関係においても、いずれもがB国の国民金融諸要素を利用する関係として現れる。そして、B国居住者の乙とC国居住者の丙との間でも、A国の国民金融諸要素を利用する関係として現れる（第1図の例）。

これらの利用関係の発生と種類の数をA国の国民金融諸要素の利用可能性から、つまりA国の国民金融諸要素を軸としてみてみると、次のことが明らかになる。

3カ国モデルにおいては、A国の国民金融諸要素が2国間利用関係で利用されるケースは、A国・B国間（B国・A国間）とA国・C国間（C国・A国間）の2種類であり、第3国間利用関係で利用されるケースがB国・C国間（C国・B国間）の1種類である。4カ国モデルにおいては、2国間利用関係が先のA国・B国間（B国・A国間）、A国・C国間（C国・A国間）にA国・D国間（D国・A国間）が加わり、一つ増えて3種類となる。ところが第3国間利用関係は、B国・D国間（D国・B国間）、C国・D国間（D国・C国間）、D国・B国間（B国・D国間）と、二つ増え3種類となる。さらにこれが10カ国モデルになると、2国間利用関係が9種類と3カ国モデルと比べて七つ増えるだけであるが、第3国間利用関係は36種類と加速度的に拡大する。これは、 n カ国モデルにおいて、2国間利用関係は $(n-1)$ カ国であるが、第3国間利用関係は、 $\{(n-1)+(n-2)+\dots+(n-n)-(n-1)\}$ となるからである。

2国間利用関係と第3国間利用関係は相互に影響をおよぼし合う。2国間利用関係の拡大を基盤として第3国間利用関係が発展するが、他方、第3国間利用関係の発展は2国間利用関係の促進要因となるからである。前者については、例えば3カ国モデルでみて、A国・B国間（B国・A国間）でA国の国民金融諸要素がよく利用されており、さらにA国・C国間（C国・A国間）においてもA国の国民金融諸要素の利用度が高い場合には、B国、C国いずれの国においてもA国の国民金融諸要素を利用する知識や技能、ノウハウや慣習が発展・蓄積しており、これがB国・C国間（C国・B国間）の取引にA国の国民金融諸要素を第3国間利用しようとする誘因となるからである。また、後者については、第3国間取引でも利用されることによってA国の国民金融諸要

素の信頼性や一般通用性は高められ、これがA国の国民金融諸要素の2国間利用を促進するのである。

以上のように、2国間利用関係が拡大・発展し、また新しく第3国間利用関係も発生・発展することによって、そのうえ利用される国民金融諸要素そのものも増加するため、多数国モデルにおける金融取引の方法と種類はますます複雑なものになる。このことを第1表を使って見てみよう（第1表を参照のこと）。

第1表はA国、B国、C国の3カ国の国民金融諸要素を利用して行われる金融取引の方法と種類を、A国の立場からみたものである。これ以外にも、B国そしてC国の立場からみた金融取引がさらに多く存在するのであるが、あまりに複雑になるのでA国の立場からみたものに限定する。これ以外のものについては、A国の立場からのものを応用すればそれで済む。

また国民金融諸要素についても、あまり複雑にならないように、そして金融

第1表 3カ国モデルにおける金融取引の分類（特定国A国からみたもの）

金融取引の種類		国民金融諸要素				
		I 取引地国	II 取引通貨	III 金融機関の国籍	IV 取引相手国	
1	A国における純粋の国内金融取引	A	A	A	A	
2	A国における伝統的対外金融取引	A	A	A	B C	
3	A国における外貨建て金融取引 (内外一体型と内外分離型)	A	$\frac{B\ C}{BCA}$	A	$\frac{ABC}{BC}$	
4	A国を現地国とする多国籍金融機関取引 (B国・C国から受入れ)	A国における伝統的対外金融取引	A	A	B C	B C
5	A国における外貨建て金融取引 (内外一体型と内外分離型)	A	$\frac{B\ C}{BCA}$	B C	$\frac{ABC}{BC}$	
6	A国における現地金融取引	A	A	B C	A	
7	A国を本国とする多国籍金融機関取引 (B国とC国に拠点進出)	B国における伝統的対外金融取引	B	B	A	A C
		C国における伝統的対外金融取引	C	C		A B
8	B国における外貨建て金融取引 (内外一体型と内外分離型)	B	$\frac{A\ C}{ABC}$	A	$\frac{ABC}{AC}$	
		C国における外貨建て金融取引 (内外一体型と内外分離型)	C		$\frac{A\ B}{ABC}$	$\frac{ABC}{AB}$
9	B国における現地金融取引	B	B	A	B	
		C国における現地金融取引	C		C	C

取引の違いを理解しやすくするために、Ⅰ取引地国、Ⅱ取引通貨、Ⅲ金融機関の国籍と、大きく三つに分けてみた。Ⅰの取引地国には金融政策、諸制度、市場、そして税制、会計制度などの国民金融諸要素が含まれることになる。Ⅱの取引通貨は利用される国民貨幣・貨幣制度のことであり諸制度に含まれるものであるが、金融取引の違いを分かりやすくするためここに分離してみた。

金融取引の種類ⅠからⅢは、A国を取引地としてA国籍の金融機関によって行われる金融取引を集めたものである。Ⅰの金融取引は、純粹の国内金融取引であり、当然のことにA国の国民金融諸要素を利用してA国居住者同士でおこなわれる金融取引である。これ以外の金融取引はすべて国際金融取引となる。Ⅱの金融取引は、A国の国民金融諸要素を利用して、A国居住者とA国からみれば非居住者となるB国・C国居住者との間で行われる金融取引である。Ⅲの金融取引は、取引通貨にA国通貨以外の国の国民貨幣が利用された場合であって、A国における外貨建て金融取引である。点線で上下に区別したように二つの種類に分けることができる。上の取引は、外貨建て金融取引を居住者と非居住者との間でとくに区別していない場合の金融取引である。現在では英国で行われているいわゆる内外一体型といわれるオフショア金融取引である。居住者同士も自由に外貨建て金融取引ができる。居住者同士の取引であっても外国の国民金融諸要素を利用するので、当然この場合も国際金融取引の性格をもつ。これに対して、線の下での取引は、非居住者との金融取引を特別に国内金融取引と遮断して、特別に優遇する場合の金融取引である。内外分離型といわれるもので、現段階では、ニューヨークIBFや東京オフショア市場（JOM）をはじめとして多くの国で実施されているものである。この場合、A国通貨建て取引は自国通貨建て取引ではあるが、非居住者向けに通常の自国通貨建て取引とは異なった方法で制度化されているので、Ⅱの金融取引とは区別されⅢに入れておくべきものである。⁴⁾

金融取引の種類ⅣからⅥは、B国・C国籍の金融機関がA国に子会社や支店を設立して拠点参入し、そのA国で、上述したⅠからⅢまでの金融取引を遂行するケースである。Ⅲの金融機関の国籍はB国とC国だけになる。

金融取引の種類ⅦからⅨは、今度は逆にA国籍の金融機関がB国、C国に

拠点参入し、そこでの金融取引に参加したケースである。

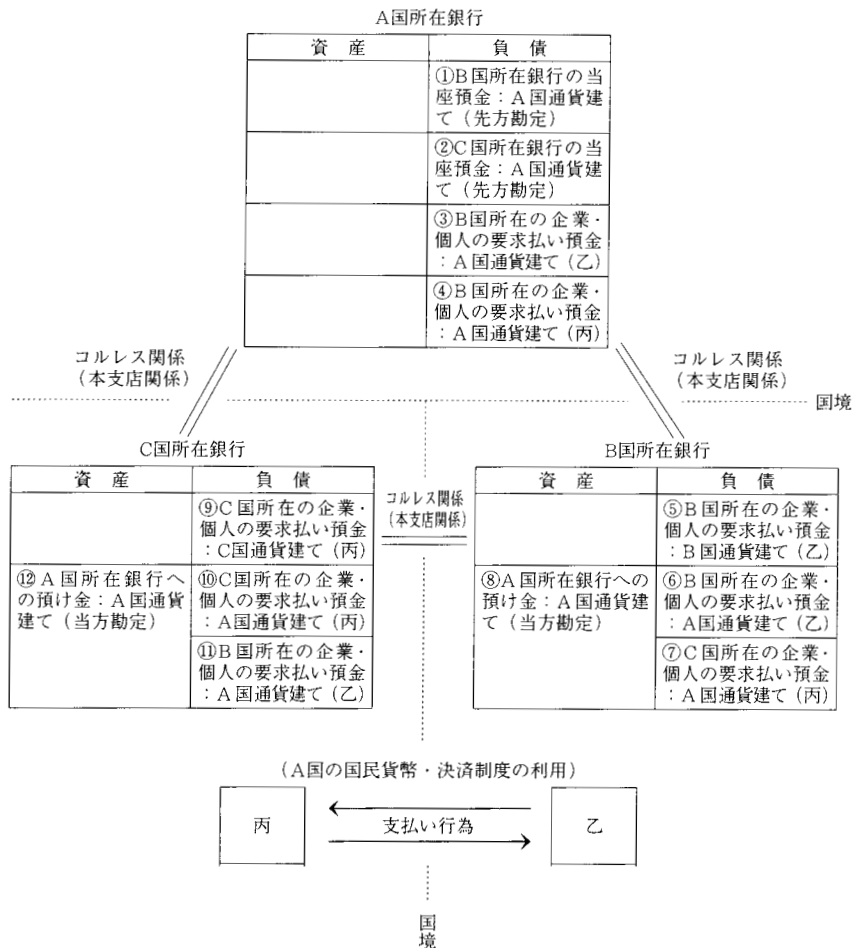
A国の立場からみたものであるという限界はあるが、この第1表には、多数国モデルにおける新しい利用関係の特徴が現れている。なお、A国、B国2国間の国民金融諸要素を利用した金融取引の方法と種類については、すでにこれまでの研究で明らかにしているので、これと比較すれば、多数国モデルにおける新しい特徴がより鮮明になる⁵⁾。第1に、Ⅳの取引相手国の欄を下にみていくと、新しくC国が現れていることがみてとれる。A国・B国間（B国・A国間）の取引に加えて、新しくA国・C国間（C国・A国間）の取引という新しい取引需要が発生しているのである。第2に、ⅠからⅢの欄のなかに、C国という新しい国民金融諸要素が利用対象として登場していることである。これによって第3に、A国・C国間での2国間利用関係が新しく発生していることである。例えば、3、4、5の金融取引をみると、そこにはA国・C国間（C国・A国間）の取引にC国の国民金融諸要素であるC国通貨やC国籍金融機関が利用されるケースが現れている。さらに第4に、第3国間利用関係もここに現れていることである。例えば、3の金融取引をみればそこには、A国・B国間（B国・A国間）の金融取引にC国の通貨が利用されるケースとA国・C国間（C国・A国間）の金融取引にB国通貨が利用されるケースが現れているし、4の金融取引においてはA国・B国間（B国・A国間）の金融取引にC国籍の金融機関が利用されるケースとA国・C国間（C国・A国間）の金融取引にB国籍の金融機関が利用されるケースが現れており、そして5についても同様のことがみられるのである。

この表のⅠからⅢまでの欄を下に見おろしていくと、それぞれの欄にA国、B国、C国の国民金融諸要素が登場してくるが、国際金融システムの構成国が増加すればするほど、ここにはますます多くの国民金融諸要素が登場し金融取引の種類も増加する。この結果、利用者が選択できる国民金融諸要素や金融取引の種類は増加し、利用可能性は拡大していくことになる。これにより、これらの国民金融諸要素間で競争・対抗関係や相互作用関係が発生し、国民金融諸要素の機能や国民金融諸要素間の関係も変動することになるが、これが次章の検討課題となる。

以上のように、新しい利用関係の拡大・発展によって、国民金融諸要素間の関係も新しい局面・様相を迎えることになり、国際金融システムは新しいシステムとして発展することになるのであるが、このことを検討する前に、新しい利用関係のうち、第3国間利用関係の具体的な取引方法と取引手続きについてふれておこう。なお、2国間利用関係の具体的な取引方法と取引手続きについては、すでにこれまでの研究で、A国・B国間の2国間利用関係について明らかにしてきた⁶⁾。多数国モデルで新たに発展する新しい2国間利用関係、例えば3カ国モデルでみてのA国・C国間（C国・A国間）については、これまでに明らかにした2国間利用関係のA国・B国間（B国・A国間）のB国をC国に置き換え、A国の相手国をC国にするだけでよい。またB国・C国間（C国・B国間）についても、A国・B国間（B国・A国間）のA国をB国に、B国をC国に置き換えればよい。しかし、第3国間利用関係における具体的な取引方法と取引手続きについては、まだ未解明であるので、これをA国を中心とした第3国間利用関係を使用して説明しておく必要がある。ここでも簡単な3カ国モデルを使用することにする。

国際決済における第3国間利用関係の具体的な取引方法と取引手続きを原理的に表したのが、第2図である（第2図参照のこと）。この図は、国境をこえて存在しているC国所在の丙とB国所在の乙との間でおこなわれる国際決済に、A国の国民金融諸要素が第3国間利用される場合を、想定したものである。ここでA国所在銀行といった場合、その国籍はB国籍やC国籍の銀行であってもかまわないのであるが、ここでは第3国間利用関係をはっきりさせるため、A国籍銀行であるとしよう。この状況において、丙が乙に支払いをおこなうことが必要になったのであるが、両者がいずれもA国通貨建てでの支払いを選択したとしよう。この支払いが必要になった原因は、貿易取引、サービス取引、投資・資本取引、援助・贈与など、何であってもかまわない。また両者がA国通貨建てでの支払いを望んだ理由も、それが国際決済に広く使われ便利・有利であったり、通貨価値や為替相場が安定していたり、政治的・経済的にも安定していることなど、その国民金融諸要素の何らかの優位性が総合的なそれが選好されたからであろうが、とにかく丙はなんらかの方法で乙にA国通貨建て

第2図 第3国間利用関係における国際決済機能図



で支払いをしなければならないとする。このための方法として、どのようなものがあるかを考えてみよう。

第1に、A国の国民貨幣・貨幣制度だけを利用する方法がある。丙が乙に向けて直接にA国貨幣を現金形態で送付するのである。乙がそれを受け取れば、国際決済はこれで完了である。A国通貨建てでの支払いは終わったのである。

A国貨幣は、A国の造幣局や中央銀行によって、A国固有の方法・様式によっ

て発行・管理されており、耐久性・利便性・ニセ札防止能力などについてA国固有のものがある。これらを利用して国際決済がおこなわれたのである。ただしこの方法は、安全性や保険などのコストがかかるなどの難がある。

ところで、A国貨幣は丙、乙いずれにとっても外貨であるので、丙がA国貨幣を持ち合わせていない場合は、銀行に対してか、あるいはA国貨幣を余剰に保有してC国貨幣との交換を望む者に対して、C国通貨を引き渡してA国貨幣を入手する外国為替取引が必要である。乙も受け取ったA国貨幣を国内で使用する場合にはB国貨幣に交換する必要がある、この場合にも外国為替取引が必要となる。この外国為替取引のためには、A国・B国・C国いずれの国の外国為替制度・市場や金融機関であっても利用は可能である。しかし、他国の国民金融諸要素を利用する場合にはそれなりのコストをとまなうので、通常は丙も乙もそれぞれ自国の外国為替制度・市場やその業務をおこなっている本国所在の金融機関を利用するであろう。このような外国為替取引をとまなう場合には、A国以外の国民金融諸要素も利用されることになる。なお、外国為替取引をとまなうので、いずれの場合にも為替リスク（為替相場変動によって発生する損失の可能性やその損失）が発生し、両者ともにそれを負担しなければならない。

第2に、A国の国民貨幣・貨幣制度を利用するとともに、A国の銀行制度や決済制度を利用する方法がある。これは丙も乙もA国所在銀行にA国通貨建ての決済口座の開設を認められている場合に可能な方法である。⁷⁾ 丙は、A国所在銀行に向けて、自分の口座から一定金額を払い出して乙の口座に振り込みという依頼（支払い指図）をおこなう。そして、それを受けたA国所在銀行が、丙の口座から乙の口座への振り替えをおこない（④→③）、振り込みの旨を乙に通知（貸記通知）すればそれで完了である。丙の払い出し・振り込み依頼とA国所在銀行による乙への振り込み通知は、郵便あるいは電話やテレックスなどを使って行われるが、インターネットなどの国際情報通信網やコンピューターを利用した方法が発展していけば、これらの手続きはますます速く安価におこなわれるようになる。

丙の支払い残高が不足する場合には、丙はA国所在銀行からA国通貨建て

融資を受けるか、あるいは前述したようにいずれかの国の外国為替制度・市場や金融機関を利用して自国のC国通貨と交換にA国通貨を入手する必要がある。自国であるC国の外国為替制度・市場と所在金融機関を利用する場合には、丙はC国通貨をC国所在銀行に売り渡し（⑨の払い出し）、A国通貨を入手する（②→④、⑫の引き落とし記帳）。乙も同様に自国のB国通貨との交換を望むときには、A国貨幣をB国所在銀行に売り渡し（③→①、⑧の入金記帳）、自分の口座への振り込みを受けることになる（⑤の入金）。

このように、A国固有の貨幣・貨幣制度、A国固有の銀行・決済制度そして規制・監督制度、さらにA国籍の銀行固有の業務方法によって、そしてそれらを利用して国際決済がおこなわれたのである。外国為替取引をとまなう場合には、A国以外の国民金融諸要素も利用されることになる。この場合にも為替リスクは両者ともに負担しなければならない。

なお、見づらくなるので図では銀行の資産の欄を空白にしておいたが、ここには中央銀行に無利息で預ける預金準備金や、預金者の預金引き出しに対応するために現金形態で保有しておく分、そして流動性を管理した上で貸付に回され債権として存在する貸付資産が存在する。また資産の欄のA国通貨建て（⑧と⑫）については、丙と乙の外貨預金額から、外貨預金準備額と現金形態で保有しているものを除いた部分がA国所在銀行への預け金（①と②）となる。

第3に、A国の国民貨幣・貨幣制度を利用するとともに、C国の銀行制度・決済制度やB国の銀行制度・決済制度を利用する方法がある。これは丙も乙もC国所在銀行やB国所在銀行にA国通貨建てでの決済口座の開設を認められている場合に可能な方法である。C国所在銀行やB国所在銀行からみれば外貨建て口座である。

C国の銀行制度・決済制度が利用される場合についてみてみよう。丙は、自国に所在するC国所在銀行に向けて、自分の口座から一定金額を払い出して乙の口座に振り込めという依頼（支払い指図）をおこなえばよい。それを受けたC国所在銀行が、丙の口座から乙の口座への振り替えをおこない（⑩→⑪）、振り込みの旨を乙に通知（貸記通知）すればそれで完了である。

この場合、A国の国民貨幣・貨幣制度が第3国間利用され、それに加えてC

国固有の銀行・決済制度、外貨預金制度、規制監督制度そしてC国籍固有の銀行業務が、国際決済に利用されたのである。C国の国民金融諸要素の利用は、丙と乙にとっては2国間利用関係となる。

B国の銀行制度・決済制度を利用する方法については、前述の説明をB国に当てはめるだけなので、説明を省く。また外国為替取引をとまなう場合についてもこれまでの説明を参考にすればよいので省く。

第4に、丙も乙も海外口座や外貨建て口座の開設を認められていない場合かそれらを保有していない場合に、あるいはより安全・確実に銀行の信用力に頼って支払いを行う場合には、銀行間の国際決済網によって組織された外国為替制度を利用する方法がある。これには主に貿易取引に利用される取り立て為替（逆為替）方式と主にサービス取引や資本取引の送金に用いられる送金為替（並為替）方式がある。前者からみていこう。

取り立て為替（逆為替）の場合、乙が丙にむけて財貨を輸出して、その支払いを請求する方式なので、乙から仕向けることになる。

乙は丙あてにA国通貨での支払いを求めるA国通貨建て外国為替手形を振り出し、それを船積み書類とともに、B国所在銀行に買い上げてもらう。乙がA国通貨での受け取りを望む場合にはA国通貨建て口座へ振り込み（⑥への入金）がおこなわれるし、B国通貨での受け取りを望む場合には、為替取引をとまなうことになり、その時点の為替相場でB国通貨建て口座への振り込みとなる（⑤への入金）。B国所在銀行はそれらの書類をC国所在銀行に送付して支払いを求めることになる。それらを受け取ったC国所在銀行は、A国所在銀行に向けて、自行の決済口座から支払い金額を払い出しB国所在銀行の口座に振り込めという依頼（支払い指図）をおこなう。それを受けたA国所在銀行は、C国所在銀行の口座からB国所在銀行の口座への振り替えをおこない（②→①）、振り込みの旨をB国所在銀行に通知（貸記通知）する（①の入金と⑧への記帳）。そしてC国所在銀行は、丙に向けてA国通貨建て為替手形を呈示し、A国通貨建ての支払いを受けるとともに船積み書類を引き渡す。丙がA国通貨で支払う場合にはA国通貨建て口座からの払い出し（⑩の引き落とし）がおこなわれるし、C国通貨での支払いの場合には、為替取引をとまなうこと

になり、その時点の為替相場場でC国通貨建て口座からの払い出しとなる(⑨の引き落とし)。

なお、A国において貿易金融市場や為替手形引き受け市場(いわゆるアクセプタンス市場)が発達しているときには、A国所在銀行がA国通貨建て為替手形の引き受けを保証する場合がある(ユーザンス手形)。その場合には、B国所在銀行は買い上げたA国通貨建て為替手形かあるいはその写しをA国所在銀行に送付して、一覽払いで支払いを受けることができる(①への入金)。ユーザンス供与期間の満期時に、A国所在銀行はC国所在銀行の決済口座からの払い出しをおこない(②の引き落とし)、その旨をC国所在銀行へ通知する(借記通知)。

送金為替(並為替)の場合は、丙が乙に向けて支払いを行う方式なので丙から仕向けることになる。

丙は、C国所在銀行に依頼して、B国所在銀行を支払い人とするA国通貨建て送金小切手あるいは送金手形の交付を受けその代金を支払う。丙がA国通貨で支払う場合にはA国通貨建て口座からの払い出し(⑩の引き落とし)がおこなわれるし、C国通貨での支払いの場合には、為替取引をとまなうことになり、その時点の為替相場場でC国通貨建て口座からの払い出しとなる(⑨の引き落とし)。丙はその送金小切手あるいは手形を乙に送付して支払いを完了させる。一方、丙に向けて送金小切手あるいは手形を交付したC国所在銀行は、A国所在銀行に向けて、自行の決済口座から一定金額を払い出しB国所在銀行の口座に振り込みという依頼(支払い指図)をおこなう。それを受けたA国所在銀行は、C国所在銀行の口座からB国所在銀行の口座への振り替えをおこない(②→①)、振り込みの旨をB国所在銀行に通知(貸記通知)する(①の入金と⑧への記帳)。送金小切手あるいは手形を受け取った乙は、それをB国所在銀行に呈示して支払いを受けるのであるが、前述したように、A国通貨での受け取りを望む場合にはA国通貨建て口座へ振り込み(⑥への入金)が行われるし、B国通貨での受け取りを望む場合には、為替取引をとまなうことになり、その時点の為替相場場でB国通貨建て口座への振り込みとなる(⑤への入金)。

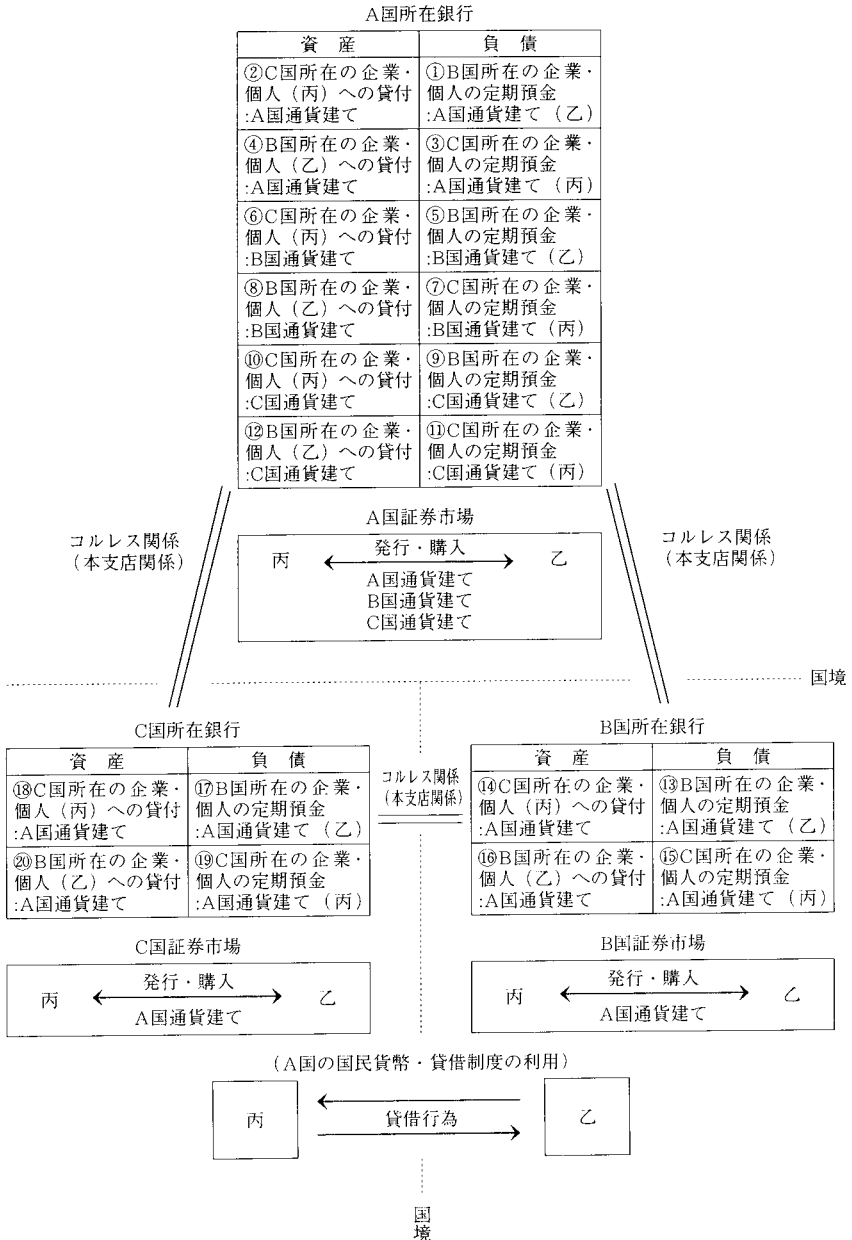
以上の方法は、A国通貨建ての支払いがA国所在銀行による実際の振り替え操作によって行われるという点で、直接にはA国の銀行制度・決済制度が利用されるのであるが、間接的には、B国・C国の銀行制度や外国為替制度も利用されることになる。

第5に、これまではA国通貨建てでの支払いを設定してきたので問題にならなかったし、複雑になるので図でも表示しなかったが、A国所在銀行に開設されたC国通貨建てあるいはB国通貨建て決済口座（A国からみれば外貨建て口座）を利用して、丙から乙へのC国通貨建てあるいはB国通貨建ての支払いがおこなわれる場合もある。この場合、A国の銀行・決済制度、外貨預金制度、そしてA国籍の銀行業務が第3国間利用されたのである。取引方法については第3の方法を応用すればよいので説明を省く。

第6に、これもA国通貨建てでの支払いを設定してきたので問題にならなかったが、丙と乙間でC国通貨建てあるいはB国通貨建ての支払い方法が選択されたときにも、A国通貨が第3国間利用される場合もある。例えば、丙がB国通貨建てで乙に支払わなければならないとき、自国のC国通貨を対価にB国通貨を入手する外国為替取引が必要であるが、これはB国通貨を対価にC国通貨を売る相手当事者が居て実現できることである。しかし、その相手方が見つからないとき、あるいはそもそもB国通貨とC国通貨の為替取引が品薄であるかもしれないときには、それも困難になる。ところが、A国とC国の2国間利用関係そしてA国とB国の2国間利用関係が発達していて、そこでA国通貨が多く決済に利用されている場合には、丙は自国のC国通貨をまずA国通貨と交換し、次にB国通貨に交換するというクロス取引をおこなってB国通貨を容易に入手することができるのである。もちろん、これは通常丙が直接におこなうものではなく、銀行間の外国為替市場（インターバンク市場）で、銀行が、B国通貨を必要とする丙のためにおこなうものである。A国通貨は直接の支払い通貨ではないが、為替取引を媒介（仲介）する役割を果たすのである（いわゆる為替媒介通貨）。⁸⁾

国際貸借における第3国間利用関係の具体的な取引方法と取引手続きを原理的に表したのが、第3図である。（第3図参照のこと）。この図は、国境をこえ

第3図 第3国間利用関係における国際貸借機能図



て存在しているC国所在の丙とB国所在の乙との間でおこなわれる国際貸借に、A国の国民金融諸要素が第3国間利用される場合を、想定したものである。丙が乙にどのような動機や理由からであれ、とにかく貸し付けをおこなうものとして、その方法について考えよう。

第1に、伝統的な方法であるが、A国貨幣・貨幣制度とともに、A国の銀行制度・金融市場や証券市場制度・証券市場が利用される方法がある。

間接金融方式の場合、A国所在銀行に預け入れられた丙のA国通貨建て定期預金が乙の貸し付けに回されるという経過をたどる(③→④)。間接金融方式であるので、丙はこれが乙の貸し付けに使用されたことを関知していない。このA国所在銀行による預金の受け入れと貸付は、A国固有の銀行制度・貸付制度、規制・監督制度によって、そしてA国の中央銀行制度や金融政策によって調整された金利水準ののちとして、さらにA国籍銀行固有の業務方法によっておこなわれる。

直接金融方式の場合、乙がA国証券市場(取引所市場あるいは店頭市場)でA国通貨建て証券を発行し、それを丙が購入すればそれで完了である。そこでの発行・購入方法や手続き、証券の受け渡し・保管や決済方法、ディスクロージャーなどの投資家保護の方法、そして規制・監督制度、さらに取引を仲介する証券金融機関の業務方法などは、A国固有の方法や様式によっておこなわれる。さらにA国の金利水準を調整する中央銀行政策・制度が利用されることになる。

なお、これらの貸借行為に際して、丙が乙に貨幣を支払う決済行為が必要になるが、丙がA国通貨を支払う方法や乙がA国通貨を受け取る方法、そしてそれにとともなう外国為替取引の方法などについては、国際決済のところで繰り返し説明したので省く。複雑になるので図にも表示しなかった。

第2に、A国の銀行制度・金融市場や証券市場制度・証券市場が第3国間利用されつつも、貸借の支払いに利用される貨幣がA国以外のB国やC国の貨幣・貨幣制度が利用される方法もある。A国における外貨建て貸付市場や外貨建て証券市場である。

間接金融方式の場合、A国所在銀行に預け入れられた丙のB国通貨建て定期

預金あるいはC国通貨建て定期預金、それがそれぞれの通貨建てで乙の貸し付けに回されるという経過をたどる(⑦→⑧, ⑪→⑫)。

このA国所在銀行による預金の受け入れと貸付は、A国固有の銀行制度・貸付制度、外貨預金制度、規制・監督制度によっておこなわれる。しかし、B国あるいはC国の貨幣が貸付に利用されたのであるから、これについてはB国あるいはC国の貨幣・貨幣制度さらに金利水準を調整する中央銀行政策・制度などが利用されたことになる。この決済にかかわる諸要素は丙と乙にとって2国間利用関係となる。

直接金融方式の場合、乙がA国証券市場(取引所市場あるいは店頭市場)でB国通貨建て証券あるいはC国通貨建て証券を発行し、それを丙が購入することで完了する。

ここでの発行・購入方法や手続き、証券の受け渡し・保管や決済方法、ディスクロージャーなどの投資家保護の方法、そして規制・監督制度さらに取引を仲介する証券金融機関の業務方法などは、A国固有の方法や様式によっておこなわれる。ただし上でも述べたように、B国あるいはC国の貨幣が貸付に利用されたのであるから、これについてはB国あるいはC国の貨幣・貨幣制度さらに金利水準を調整する中央銀行政策・制度などが利用されたことになる。この決済にかかわる諸要素についても丙と乙にとっては2国間利用関係となる。

第3に、A国貨幣が第3国間利用されつつも、銀行制度・金融市場や証券市場制度・証券市場については、A国以外の国民金融諸要素が利用される方法もある。B国の銀行制度・金融市場や証券市場制度・証券市場が利用される場合とC国の銀行制度・金融市場や証券市場制度・証券市場が利用される場合である。これはB国・C国における外貨建て(A国通貨建て)貸付市場や外貨建て証券市場である。いちおう図には表示したが、この場合に貸借に利用される国民金融諸要素は丙と乙にとっては2国間利用関係であって、国際貸借のために国民金融諸要素が第3国間利用されたわけではない。それゆえ第3国間利用のケースとして説明する必要はない。

Ⅲ 多数国諸関係の発生と展開

前章でみたような新しい利用関係の拡大・発展によって、国民金融諸要素間の関係も新しい局面を迎えることになり、国際金融システムは新しい展開をみせる。

前述したように、A国の国民金融諸要素の立場からすれば、2国間利用関係で利用される場合だけでなく、第3国間利用関係でも利用されることによって、その利用関係は拡大する。A国の国民金融諸要素の利用可能性は、その他のすべての国際金融取引の当事者に開かれたものとなる。これについてはA国からみた国際金融取引を示した第1表がそのことをよく表している。

これらはA国からみたものであったが、nカ国モデルでみると、ある特定の国民金融諸要素の利用可能性は、 $(n-1)+(n-2)+\dots+(n-n)$ の取引関係とその取引当事者に開かれている。ところがこの利用可能性はA国の国民金融諸要素だけでなく、すべての国の国民金融諸要素にも与えられたものである。B国もC国もそしてそれ以外の国民金融諸要素にも同様にこのような可能性は発生する。

この結果、多数国モデルの国際金融システムを形成している金融主権と国民金融諸要素間には、全般的な対抗・相互作用関係が発生する。対抗関係とは、金融主権と国民金融諸要素がその国際金融権能利益をめぐる競争する関係であり、一方の国民金融諸要素の機能の増加が他方の機能の減少になるような関係にあることである。相互作用関係とは、お互いに影響をおよぼし合う関係のことであって、ある国民金融諸要素の運動が他の国民金融諸要素にも影響をおよぼし、そのことで他の国民金融諸要素のなんらかの反応を引き起こし、それによる反作用を受ける関係に立つこと、どの国民金融諸要素もその反作用による制約のなかで運動せざるをえない関係に立たされていることである。そして対抗・相互作用関係の激化とは、一方の国民金融諸要素の機能の増加が他方の機能の減少になるような関係の程度が増大すること、そしてお互いに影響をおよぼし合う関係が強まることである。後述するような実質的利用参入障壁が低くなればなるほど、このような対抗・相互作用関係は強まる。

このような全般的な対抗・相互作用関係の特徴について検討してみよう。

第1に、完全な対抗・相互作用関係がすべての金融主権と国民金融諸要素間で発生していることである。

現在われわれが直面している潜在的諸関係モデルにおいては利用参入は完全に自由であるので、この対抗・相互作用関係のそれぞれはなんの制約もなく完全なものとなる。それぞれの国は、他のそれぞれの国との間で対外利用参入と対内利用参入を相互に完全に自由にしているのである。かくして、それぞれの金融主権・国民金融諸要素は他のそれぞれの金融主権・国民金融諸要素と完全な対抗・相互作用関係を形成する。それぞれの国の立場からみれば、それぞれの国はそれ以外の $(n-1)$ カ国と、完全な対抗・相互作用関係に置かれる。例えば、3カ国モデルでこのことをみてみると、A国はB国との完全な対抗・相互作用関係を形成するだけでなくC国とも対抗・相互作用関係を形成する。同様にB国はC国、A国と、そしてC国はA国、B国とこのような完全な対抗・相互作用関係にある。

国際金融システムの構成国が多くなればなるほど、それぞれの国はそれだけより多くのそれぞれの国との対抗・相互作用関係を形成することになる。

第2に、2国間対抗・相互作用関係の多面的な総和であるということ、すなわち個別多面性の総和である。

例えば、上述の3カ国モデルでみれば、A国はA国からみてB国との完全な対抗・相互作用関係に置かれているのであるが、他方これは、B国からみてのA国との対抗・相互作用関係である。これによりここにA国・B国間(B国・A国間)という2国間の対抗・相互作用関係が成立する。また、A国はA国からみてC国とも完全な対抗・相互作用関係に置かれているのであるが、これはC国からみてのA国との対抗・相互作用関係であって、ここでもA国・C国間(C国・A国間)という2国間の対抗・相互作用関係が成立する。このようにして二つの種類の2国間対抗・相互作用関係が成立することになるのであるが、さらにこれに加えて、B国からみてのB国・C国間とC国からみてのC国・B国間によるB国・C国間(C国・B国間)の2国間対抗・相互作用関係が存在する。この結果、3カ国モデルの国際金融システムは、A国・B国間(B国・

A国間), B国・C国間(C国・B国間), C国・A国間(A国・C国間)という三つの種類の2国間対抗・相互作用関係によって多面的に構成されていることが明らかになる。

国際金融システムの2国モデルにおいてはこのような対抗・相互作用関係は、A国・B国間の一面だけであったが、多数国モデルにおいては多面的なものとなる。3カ国モデルにおける多面的関係は、上述したように三つの種類の2国間対抗・相互作用関係である。国際金融システムの構成国が多くなればなるほどそれだけこの多面性が拡大する。nカ国モデルの国際金融システムは、 $(n-1)+(n-2)+\dots+(n-n)$ の種類の2国間対抗・相互作用関係によって多面的に構成されることになる。この多面性は上述したようにすべて完全な2国間対抗・相互作用関係によって構成されているので、完全多面性、一般多面性をもつものとなる。

これまで対抗・相互作用関係について語るとき、金融主権もふくめ「金融主権・国民金融諸要素」と一括してきたが、これまでのわれわれの研究が明らかにしてきたように、国民金融諸要素にはさまざまなものがあり、それらを区別することが必要であった。国民金融諸要素とは、決済や貸借などの国民金融機能を遂行させるための知識や技能などのソフトや機械などのハードをふくめた操作方法や操作装置である。われわれの研究では、これらを便宜的に、行政、政策、制度、市場、金融機関として分類し、さらにそれらをその機能と役割によって次元的に把握することが必要だったのである。政治、軍事、外交などの諸要素は国民金融諸要素のさらに上部に位置する間接的な要素となる。

したがって、金融主権・国民金融諸要素の2国間対抗・相互作用関係という場合、それぞれの国民金融諸要素がそれぞれに独自の対抗・相互作用運動をおこなう場合とそれらが垂直的に相互に関連・影響しあって対抗・相互作用運動を展開する場合があったのである。例えば、非可動的な国民金融諸要素間の対抗・相互作用関係と、可動的な国民金融諸要素である金融機関間の対抗・相互作用関係を区別する必要がある。多数国モデルにおける対抗・相互作用関係が、2国間対抗・相互作用関係の多面的な総和という場合、このように、ある国の個々の国民金融諸要素が独自ののであれ、次元的に関連してであれ、他の国の

国民金融諸要素のそれぞれとの間で繰り広げる2国間対抗・相互作用関係の多面的な総和ということになる。

第3に、多様な程度の強さや態様の2国間対抗・相互作用関係の総和である。例えば、3カ国モデルでみた国際金融システムは、A国・B国間（B国・A国間）、およびB国・C国間（C国・B国間）、そしてC国・A国間（A国・C国間）という三つの種類の異なった2国間対抗・相互作用関係によって構成されているが、2国間対抗・相互作用関係が一般的に発生するとしても、その三種類の個別的な2国間対抗・相互作用関係の絶対的・相対的な強さや態様はそれぞれ異なっている。それぞれの対抗・相互作用関係を作り出しているのはそれぞれの金融主権と国民金融諸要素であるが、それらの諸関係を形成している諸要因にはさまざまなものがあるからである。

例えば、政策や制度、市場などの非可動の国民金融諸要素についてみれば、それらの国民金融諸要素間の地理的位置関係や物理的距離関係はさまざまに異なっている。陸続きである場合もあれば、海で隔てられている場合もある。また地理的・距離的に遠い場合もあれば、国境を接するほどの近い関係にある場合もある。これらはそれら地域の標準時の差であって人間の活動時間の差でもある時差の程度を決める。このような事情は対抗・相互作用関係の強さの違いに影響を与える。なぜなら、これらの事情は、利用参入者にとっては、国民金融諸要素の利用参入費用（アクセス・コスト）の違いに作用するからである。現段階ではわれわれは、拠点参入をふくめ利用参入は完全に自由であると設定している。しかし、これは、国家の規制が完全に消失したという意味での完全自由であって、利用参入の実質的障壁までが完全に消失したわけではない。国民金融諸要素間の利用参入の実質的障壁の程度の相違は、利用参入費用の相違となる。そして、利用参入費用が安価であれば、対抗・相互作用関係は強まり、それが高ければ弱まる。つまり国民金融諸要素間の地理的位置関係や物理的距離関係が近ければ、対抗・相互作用関係は強まり、それが遠ければ弱まることになるのである。

また、物理的距離が遠くても、利用参入費用の点からは近いという場合もある。それは国民金融諸要素間において高速・安価な交通手段や通信手段が発達

している場合である。そしてそれぞれの国民金融諸要素間での高速・安価な交通手段や通信手段の発達状況もさまざまに異なっており、このことが対抗・相互作用関係の強さの程度に影響する。

さらに、言語、民族、宗教、風俗、取引や生活習慣、教育、文化などの類似性や異質性、および歴史的な人的・文化的交流関係の密度なども対抗・相互作用関係の強さに影響する。これらの希薄性や異質性が利用参入の実質的障壁になり、利用参入費用の相違に影響するからである。これらは専門業者同士のホール・セールや大口顧客向けの金融取引よりも一般顧客向けのリテールや小口の金融取引に大きく作用する。なぜなら、卸売的で大口の金融取引の場合には言語や文化・習慣に精通した専門家が直接に関わるからであり、これに対して小売的で小口の金融取引の場合には専門的仲介人が介在する場合もあるとはいえ直接には一般個人が関わるからである。

われわれの研究ではすでに2国モデルでの研究において、以上の実質的利用参入障壁のことを一般的に指摘しておいた⁹⁾。これらの実質的利用参入障壁が克服されるにつれて、国際金融システムはより凝縮された、より統一的なものに発展することになる。しかし、ここではその実質的利用参入障壁を、その障壁度の違いから、2国間の対抗・相互作用関係に影響するものとしてみる必要があるのである。

以上の事情は、国民金融諸要素の次元的構成との関係についてみれば、それらの下部に位置する間接的な要因である。これに加えて、同じくその下部に位置するがより近いところに位置することになる経済取引関係、例えば貿易やサービス取引そして資本取引などの2国間の経済取引関係は、より直接的に対抗・相互作用関係の強さに影響する。前章でみてきたように国民金融諸要素の2国間利用関係は、それぞれの国の国際金融権能利益につながるからである。経済取引や交流関係が盛んで濃密である2国間において、より対抗・相互作用関係は強くなり、それらが希薄である2国間においては弱くなる。

次元的に国民金融諸要素よりさらに上部に位置する政治的、外交的、軍事的諸関係の近密性や交流の濃密性も対抗・相互作用関係の強さに影響する。場合によってはこれらがすべてを決定することもある。これらは、経済・文化など

の交流や利用参入の安全性を保証することによって、経済・貿易などの2国間交流を促進する要因でもあるし、また他国の主権のもとにある国民金融諸要素の利用参入にともなうさまざまなリスク、例えばカントリーリスクなどの政治的・軍事的リスクを低める要因でもあるからである。前者はこれまでに述べた関係交流に影響して間接的に作用し、後者は直接に利用参入費用を低める作用をおよぼす。

以上に述べたことは非可動の国民金融諸要素について直接に当てはまることであるが、可動的な、つまり国境をこえて移動が可能な国民金融諸要素である金融機関についても間接的に影響する。なぜなら自国籍の顧客や自国における顧客関係やそこで築かれた利用者関係が、金融機関の利用関係に影響するからである。非可動の国民金融諸要素の関係がそれに反映するのである。

以前にも述べたように、対抗・相互作用関係という場合、それらのすべてが全体として同じ運動をする場合とそれらの個々の要素がそれぞれの要素ごとに独自の運動をする場合とを区別する必要がある。したがってある2国間の国民金融諸要素の対抗・相互作用関係の強さの程度と他の2国間の対抗・相互作用関係の強さの程度が、全体として同じ場合もあれば、その個々の要素ごとに異なる場合もあるのである。

国際金融システムの構成国が多くなればなるほどそれだけ、ここで示された2国間対抗・相互作用関係の多様性はいっそう広がる。

第4に、全般的な対抗・相互作用関係は2国間対抗・相互作用関係の単純な総和ではなく、2国間対抗・相互作用関係が一般的・有機的に連関した総和であるということ、つまり一般的連関性により有機的に結びつけられた2国間対抗・相互作用関係の連関総和であるということである。先に述べた実質的利用参入障壁が低くなるにつれて、そして2国間対抗・相互作用関係の一つ一つが強まれば強まるほど、このような一般的連関性は強まる。

それぞれの2国間対抗・相互作用関係はそれらを形成するそれぞれの金融主権と国民金融諸要素を連結点として完全に結びつけられている。例えば、3カ国モデルでみると、A国・C国間（C国・A国間）の2国間対抗・相互作用関係は、A国の金融主権と国民金融諸要素を連結点として、A国・B国間（B国・

A国間)の2国間対抗・相互作用関係と連関しているし、後者のB国・A国間(A国・B国間)の対抗・相互作用関係は、B国の金融主権と国民金融諸要素を連結点として、B国・C国間(C国・B国間)の対抗・相互作用関係と連関しているし、さらにそのC国・B国間(B国・C国間)の対抗・相互作用関係はC国の金融主権と国民金融諸要素を連結点として、C国・A国間(A国・C国間)の対抗・相互作用関係と連関しているのである。国際金融システムの構成国が多くなっても、連結点でより多くの2国間対抗・相互作用関係が連関させられるだけであって、基本は変わらない。

このような一般的連関性は、それらの中に置かれる金融主権と国民金融諸要素に、直接の多面的関係と間接的な多面的関係という複雑な多面的関係を与え、面倒な多面的対応を求める。例えば、上述の3カ国モデルでのA国の国民金融諸要素の立場からすると、A国は、A国・B国間(B国・A国間)の対抗・相互作用関係とA国・C国間(C国・A国間)の対抗・相互作用関係が直接に連結することにより、B国そしてC国双方との直接の多面的関係、多面的な対抗・相互作用関係に置かれることになる。A国の国民金融諸要素はB国・C国との対抗・相互作用関係によって双方から影響を受けるし、A国もB国・C国双方に同時に影響をおよぼすことになる。

またA国からみて直接に関係するものではないB国・C国間(C国・B国間)の対抗・相互作用関係は、間接的な多面的関係となる。A国が直接にかかわるA国・B国間(B国・A国間)とA国・C国間(C国・A国間)の対抗・相互作用関係は、B国・C国間(C国・B国間)の対抗・相互作用関係とB国、C国それぞれで連結しており、B国・C国間(C国・B国間)の対抗・相互作用関係とそれによって形成される諸関係はA国との関係にも間接的に影響するからである。

国際金融システムの構成国が多くなればなるほどそれだけ、より複雑な対抗・相互作用関係の連関性や連動性が生ずる。構成国が多くなればなるほどそれだけ、それぞれの構成諸要素の立場から全体の連関した運動や変化を予測・理解することはますます困難になる。

以上のように全般的な対抗・相互作用関係は、前述した個別多面的な関係だ

けでなく、それらが有機的に連関したものである。個別2国間の運動と連関した2国間の運動とは相互に作用し合って運動する。全般的な対抗・相互作用関係は、個別多面性と連関多面性の統一されたものである。

第5に、その特徴として最後に指摘できるのは対抗・相互作用関係の一般的激しさである。2国モデルにおける2国間対抗・相互作用関係は一面的な2国間利用関係だけによって引き起こされるものであったが、多数国モデルの場合には、国際金融システムの構成国の増加とともに多面的に増加する2国間利用関係とそれとともに加速度的に拡大する第3国間利用関係によっても引き起こされるものなので、その対抗・相互作用関係ははるかに激しくなる。しかも、構成国の増加につれて変動要因も多くなり、さらにそれらの連動的な影響をこうむることも多くなる。

本稿のここまでの理論展開では、国民金融諸要素間の関係は派生的複合的關係であるとしてきた。しかし完全利用参入下での全般的な対抗・相互作用関係の下では、これまで派生的複合性として静態的に展開してきた国民金融諸要素間の関係は変革を迫られる。これまでのように静態的に展開しているわけにはいかなくなる。全般的な対抗・相互作用関係は、国民金融諸要素を動かし動態的諸関係を形成させるからである。国民金融諸要素間の関係には、派生的複合性に加えて、対抗的・相互作用の複合性や対抗的・相互作用の統合性が発生する。動態的諸関係とは、対抗・相互作用関係に置かれた金融主権と国民金融諸要素が、その対抗作用によって国民金融諸要素の不断の改革、変革を迫られ、しかも相互作用による制約のなかで対外調整と対内調整をおこないつつ持続的な運動を展開することによって形成される、金融主権・国民金融諸要素間の質的諸関係と量的諸関係のことである。なお、前述したように、これはある国の国民金融諸要素のそれぞれが他の国民金融諸要素のそれぞれと、それぞれの次元に対応して形成する動態的諸関係のすべてを含むものである。したがって動態的諸関係の形成についても、国民金融諸要素ごとに相対的に独自の運動をする場合と、それらが国民経済内で次元的に垂直的に連関・影響しあって運動する場合がある。また金融政策などのように国民金融諸要素によっては機能変化・変動が容易・頻繁なものがあり、これによって形成される動態的諸関係は流動

的性格が強くなる。

国際金融システムを構成する主権国の増加とともに、一方では国際金融システムの複合的性格は拡大するが、他方ではそれによってますます激しくなる全般的な対抗・相互作用関係の力学によって、統合関係や複合関係が錯綜した、より複雑で多様な動態的諸関係が形成される。

多数国モデルにおける国際金融システムは、このように全般的な対抗・相互作用関係に置かれた多数の金融主権と国民金融諸要素によって構成され、この対抗・相互作用関係のなかでそれらがそれぞれ互いに繰り広げる運動とそれらが互いに織りなす様々な動態的諸関係によって形成される。そしてこのため、より多様で、より複雑で、より流動的な特徴をもった存在形態や存在様式をとることになる。

どのようにして、どのような動態的諸関係が形成されるのか、多数国モデルにおける動態的諸関係の特徴をまとめつつ、それをみてみよう。これは対抗・相互作用関係の作用様式の特徴から導き出されるものとなる。動態的諸関係を発生させるのはその対抗・相互作用関係だからである。

第1に、完全な対抗・相互作用関係によって、すべての金融主権・国民金融諸要素のそれぞれが他のすべての金融主権・国民金融諸要素のそれぞれと完全な動態的諸関係を形成させられることである。

完全な動態的諸関係とは、対抗・相互作用関係が利用参入規制などによって妨げられずに完全に働くことによって形成される動態的諸関係のことである。

第2に、個別2国間の運動とそれらが有機的に連関した2国間の運動が総合して働く多面的な対抗・相互作用関係によって、多数国モデルにおける動態的諸関係が形成されることである。

多面的な対抗・相互作用関係は、2国間の多様な対抗・相互作用関係が有機的に連関してさまざまな作用様式を形成するので、それらの作用様式の違いによって動態的諸関係の形成過程は異なる。次にいくつかのケースを想定して、このことを考えてみよう。

関係密度あるいは関係強度が不均等な2国間対抗・相互作用関係が連関して多面的な対抗・相互作用関係を形成している場合、相対的により関係強度の強

い対抗・相互作用関係が主要な影響力を発揮することになる。このような場合について、次の二つのケースを想定できる。

第1に、関係密度あるいは関係強度が相対的に強い対抗・相互作用関係が一つ存在するケースでは、主要にはそれが影響力を行使する。例えば、このケースを3カ国モデルで考えてみれば、A国・B国間（B国・A国間）でより強い対抗・相互作用関係が成立している場合を想定することができる。この状況をA国の立場からみても、A国の国民金融諸要素はA国・B国間（B国・A国間）の強い対抗・相互作用関係とA国・C国間（C国・A国間）の弱い対抗・相互作用関係が連関する結節点にあり、それによって形成される多面的関係のなかに置かれることになる。A国はA国をとりまくこのような多面的な関係のなかで多面的な対応を求められるのであるが、B国との対抗・相互作用関係がより大きな影響力をもっているため、これは当然にC国よりもB国との関係を重要視せざるをえなくなる。なお、このことはA国からみての直接的な関係についてのことであるが、A国からみての間接的な関係であるB国・C国間（C国・B国間）もA国に影響をおよぼすとしても、ここでは弱い対抗・相互作用関係にあるので、無視することができる。以上の多面的関係はB国の立場からしても同様であって、B国をとりまく多面的関係のなかにあつて、直接的にはC国との関係よりもA国との関係の方がより大きな影響力をもつことになる。なお、C国の立場からみれば、直接的にはいずれの国の国民金融諸要素とも弱い対抗・相互作用関係にあるので、多面的な影響をこうむることは少ない。しかし、C国からみての間接的な関係であるA国・B国間（B国・A国間）の動向については、無関心でいるわけにはいかない。

A国の国民金融諸要素とB国の国民金融諸要素との間に、より強い対抗・相互作用関係が働くようになれば、一方における国民金融諸要素のなんらかの機能変化が他方の国民金融諸要素の機能に影響をおよぼすようになる。例えば、A国の国民金融諸要素の質的機能が相対的に向上すれば、あるいはB国の国民金融諸要素の質的機能が相対的に劣るようになれば、A国の国民金融諸要素はより多くの国際金融機能を遂行することができるようになり、それと比例してB国の国民金融諸要素の国際金融機能は減少する。逆の場合には逆になる。質

的諸関係の変化は量的諸関係の変動を引き起こし、国際金融権能利益と費用の配分関係を変える。質的諸関係の変化の程度が大きければ大きいほど、量的諸関係の変動も大きくなる。より多くの国際金融機能を遂行できる国民金融諸要素を保持する金融主権国には、国際金融権能利益とヘゲモニー（主導権）が生まれる。ヘゲモニーが大きければ大きいほど相互作用関係において、他者におよぼす作用は大きくてもそれから受ける作用は少なくなり、より主導的な役割を演じることができる。

このため、これらの国際金融権能利益やヘゲモニーの獲得・増大などの対外要因を目的として、国民金融諸要素の機能を改革あるいは変革しようという誘因・動機や圧力が生まれる。また国民経済や国民金融の調節を目的とした対内要因からの機能改革や変革であっても、その機能変化は他方にも影響をおよぼし量的諸関係を変動させるが、この場合にもヘゲモニーが強ければ、その自由度はより大きくなる。

2 国間において対抗・相互作用関係が強ければ強いほど、一方における国民金融諸要素のなんらかの機能変化が他方の国民金融諸要素の機能に影響をおよぼす度合いは強くなる。一方の機能変化が他方の機能にとっても望ましい環境を準備することになるならば、あるいはその変化が両者にとって利益になる場合にはよいが、そうでない場合には激しい利害対立や金融摩擦を発生させる。これらは金融権限摩擦、政策摩擦、制度摩擦、金融機関摩擦などのように、国民金融諸要素のそれぞれの要素について発生する場合もあれば、それらのいくつかがからまって包括的に発生する場合もある。このためこれらの利害対立や金融摩擦を調整するための2 国間交渉・協議の場が、それぞれの2 国間において発達する。さまざまな形態の、例えば、臨時的・定期的、アドホック的・常設的、事前的・事後的、問題別・包括的、閣僚レベル・実務者レベル、などの交渉や協議方式が登場する。対抗・相互作用関係が強くなればなるほど、2 国間調整の頻度や必要度も増加し、さらに2 国間交渉や協議で取り上げられる問題や課題も増加し、交渉や調整過程は激しくなりその解決はますます困難になる。場合によっては、政治的・外交的・軍事的緊張関係に波及することもある。これらの過程が、対等に行われる場合もあれば、どちらか一方の金融主権のへ

ゲモノー（主導権）によって進められる場合もある。この過程で国際金融権能利益と費用の国家間配分がおこなわれる。次から検討するケースにみられるように、対抗・相互作用関係が一般的になればなるほど、このような2国間交渉や協議は普遍的なものになる。¹⁰⁾

A国が、国際金融権能利益とヘゲモノーの獲得のためにより優れた国際金融機能を発揮する国民金融諸要素の創造・改革に動いて、B国の国民金融諸要素との質的機能格差が拡大していけば、A国とB国の国民金融諸要素間には、より複合的な質的諸関係が生まれる。その結果、A国の国民金融諸要素が圧倒的な量の国際金融機能を取得して独占的な地位を獲得することもあれば、これに対抗してB国もB国方式での創造、改革に踏み出す結果、A国の独占が崩れてA国優位に後退することもあれば、あるいはA国、B国がそれぞれ優れた方式を競い合って競合的な量的諸関係が生まれることもある。

A国方式の国民金融諸要素がより支配的な役割を果たしている場合、B国はこれに対抗するために、このより優れたA国の国民金融諸要素方式を導入したり、それと類似した方式を開発して、A国との格差を解消する方法もある。¹¹⁾ A国が国民金融諸要素以外に政治的・経済的にも強大な支配力をもっている場合には、A国方式の導入や同調をB国に強要する場合もある。A国、B国間で経済取引や金融取引などの交流が盛んで、国民金融諸要素間の関係変動が経済取引や金融取引に大きな支障をきたすようになる場合には、金利政策や外国為替政策（外国為替相場）が両国で統合的に運営される場合もある。このようにしてA国とB国の国民金融諸要素間の質的機能格差が縮小していけば、A国とB国の国民金融諸要素間には、より統合的な質的諸関係が生まれる。A国方式が国際的に普及し始めたのである。ある国民金融諸要素間の完全統合が実現すれば、この国民金融諸要素はその2国間において質的格差を生み出す要因ではなくなる。以上は、B国がA国方式に統合される場合についてのことであるが、当然、A国がB国方式に統合される場合もある。

統合が個々の国民金融諸要素間の統合にとどまらず、より高い次元や段階まで進む場合もある。A国、B国間が近隣関係にあつて経済取引や金融取引などの交流がとりわけ盛んで対抗・相互作用関係がきわめて強い場合、一部の国民

金融諸要素間の統合だけでは経済取引や金融取引に支障をきたす場合には、計画的によりいっそうの統合に踏み出す場合もある。これらの統合が金融政策や規制・監督の行政権限まで進み、金融主権間の統合にまで至る場合もある。そうなれば、国際金融システムの構成国の一つが減少することになる。いずれにせよ、ここでの統合関係は、A国・B国間（B国・A国間）の対抗・相互作用関係によって引き起こされるものなので、その2国間に固有の個別的・内生的事情によって生み出されたものである。

国民金融諸要素間の質的・量的諸関係が変動すれば、それらの間の対抗・相互作用関係にも影響をおよぼす。対抗・相互作用関係は、一方では国民金融諸要素間の動態的諸関係を形成するが、他方ではその動態的諸関係の形成状態によってその関係強度を左右されるのである。質的諸関係についてみれば、一般に、国民金融諸要素間の複合性が高まる方向に関係が変動すれば、その対抗・相互作用関係は強くなり、反対に国民金融諸要素間の統合性が高まる方向に関係が変動すれば、その対抗・相互作用関係は弱まる。2国間のある国民金融諸要素間の完全統合が実現すれば、その国民金融諸要素間の対抗・相互作用関係は消滅する。しかし、対抗・相互作用関係が完全に消滅したわけではなく、一時的な統合が実現しただけであって、次の新しい複合的関係へ向けての準備である場合もある。安定的統合や持続的統合関係が形成されて、例えば、金融主権間の統合が完成したときに、その2国間の対抗・相互作用関係は完全に消滅することになる。上述したようにこの場合、国際金融システムの構成国の一つが減少する。金融機関間の競争が消滅したわけではないが、金融機関の国籍間競争は消滅する。このように対抗・相互作用関係そのものが自分自身の消滅を準備したのである。もちろんこの場合にも、統合金融主権が分裂して復活することがあることは、以前にも述べたとおりである。

これまでA国・B国間（B国・A国間）で形成される動態的諸関係についてみてきたが、A国・C国（C国・A国）間およびB国・C国間（C国・B国間）についても検討する必要がある。しかしA国にとって、そしてB国にとっても、C国との関係は希薄なものである。またC国にとっても、A国との関係でもB国との関係でも影響を受けることは少ない。C国の国民金融諸要素は、そ

の国固有の伝統的な属性を多く残したそれとして存在を続けることになる。A国やB国との質的諸関係としては派生的複合性が残存することになる。

以上のように、多様で連関した対抗・相互作用関係によって2国間での流動的な動態的諸関係が形成され、これらの総和によって多数国モデルでの国際金融システムの動態的諸関係が形成される。2国間における多様な動態的諸関係の総和によって、ある時期や時点での多数国モデルでの国際金融システムの存在形態や存在様式が決定される。2国間での動態的諸関係のさまざまなあり方が、多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態・存在様式を決めるのである。これらのすべてをここで明らかにすることは不可能であるが、いくつかの典型的なパターンを示すことはできる。なお繰り返し述べているように、国民金融諸要素のそれぞれがそれぞれの次元ごとにそれぞれ異なった質的・量的諸関係を形成する場合があるので、国際金融システムの存在様式や存在形態はそれらが総合されたものになる。しかしそれらすべての詳述は複雑になるだけなので、以下その要点を述べるだけにする。

例えば、現在のケースにおいて、質的諸関係からみた多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態・存在様式としては、複合的形態、地域的・局部的統合形態を考えることができる。A国・B国間（B国・A国間）が複合的關係、B国・C国間（C国・B国間）およびC国・A国間（A国・C国間）も複合的關係である場合が、複合的形態である。A国・B国間（B国・A国間）が統合的關係、B国・C国間（C国・B国間）およびC国・A国間（A国・C国間）が複合的關係である場合が、地域的・局部的統合形態である。

また、このケースにおいて、量的諸関係からみた多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態としては、独占的形態、階層的形態、寡占的形態を考えることができる。例えば、A国の国民金融諸要素が圧倒的多数の国際金融機能を支配している場合が、独占的形態である。ただし、多数国モデルにおいてその構成国が増加すればそれだけ、ある一国の国民金融諸要素がすべてを支配する完全独占は成立が困難であるので、そのような意味で独占的形態と呼ぶことにする。A国・B国間（B国・A国間）がA国の優位関係にあり、さらにB国・C国間（C国・B国間）がB国の優位関係にあり、C国の国民金融諸要素

がいずれに対しても従属的である場合が、階層的形態である。A国とB国の国民金融諸要素が競合関係にあって多くの国際金融機能を支配しており、C国が両国に対して従属的である場合が、寡占的形態である。

第2に、関係密度あるいは関係強度が相対的に強い対抗・相互作用関係が複数あるケースでは、主要にはそれらが影響力を行使することになるが、国民金融諸要素の多面的対応は複雑になる。

例えば、このケースを以前と同様に3カ国モデルで考えてみれば、A国・B国間（B国・A国間）とC国・A国間（A国・C国間）でより強い対抗・相互作用関係が成立している場合を想定することができる。この状況をA国の立場からみると、A国の国民金融諸要素はA国・B国間（B国・A国間）の強い対抗・相互作用関係とA国・C国間（C国・A国間）の強い対抗・相互作用関係が連関する結節点にあり、それによって形成される多面的関係のなかに置かれることになる。A国はA国をとりまくこのような多面的な関係のなかで多面的な対応を求められるのであるが、B国との対抗・相互作用関係とC国との対抗・相互作用関係のいずれもが強力なので、当然に直接的にはこれらの両者との対応を考慮せざるをえなくなる。これはA国からみでの直接的な関係についてのことであるが、A国からみでの間接的な関係となるB国・C国間（C国・B国間）については、影響をおよぼすことは少ないので、無視することができる。

B国の立場からみればA国とは異なった多面的関係が現れる。直接的にはB国は、A国との強い対抗・相互作用関係とC国との弱い対抗・相互作用関係という多面的関係にあるが、これは第1に述べたケースと同様の多面的関係である。ただし、B国からみて間接的な関係となるA国・C国間（C国・A国間）の対抗・相互作用関係が強いことが以前とは異なっている。またC国も、今回のケースでは以前と異なってこのB国と同様の多面的関係に位置するようになっている。

A国の国民金融諸要素は、B国そしてC国とも強い対抗・相互作用関係に置かれているので、いずれの国の国民金融諸要素の機能変化によっても、強い影響をこうむることになる。反対にA国の国民金融諸要素の機能変化は、両国

に強い影響をおよぼし、B国、C国との関係をそれぞれ同時に変動させる。連結点である金融主権と国民金融諸要素の機能変化によって、それによって連関させられている多面的な2国間対抗・相互作用関係が同時的に変動するからである。例えば、A国の国民金融諸要素の機能変化は、それによって連関させられているA国・B国間（B国・A国間）の2国間対抗・相互作用関係とA国・C国間（C国・A国間）の2国間対抗・相互作用関係を同時に変動させる。A国の機能変化がその国の内部事情などの対内的要因から引き起こされた場合にこのような同時変動が生じるのは当然であるが、主要には対抗・相互作用関係が強いB国との対抗・相互作用関係を変動させるという対外的要因からであっても、それはC国との対抗・相互作用関係も同時に変動させることになる。

A国の国民金融諸要素がこれらの両者に対抗できたり、競合できるだけの優位性をもっていればよいが、もしそれらと比較してその機能が劣るならば、両国からその国際金融機能を奪われることになる。

A国の国民金融諸要素がB国、C国の両者に対抗できるだけのより優れた国民金融諸要素を創造・開発できれば、それによって両者との機能格差を拡大して、より多くの国際金融機能を支配できる。A国の国民金融諸要素とB国、C国の国民金融諸要素間の複合的關係は拡大し、同時に対抗・相互作用関係もより強まる。

B国、C国がこれに対抗するために、そのいずれもがA国方式を導入するか、それと類似のものを独自に開発したり、A国との同調政策を採用する場合や、あるいはA国がそのヘゲモニーを利用してA国方式の導入やA国への同調を押しつけたりできる場合には、A国の国民金融諸要素とB国、C国の国民金融諸要素の統合的關係は拡大し、同時に対抗・相互作用関係も弱まる。A国方式が国際標準としての力もち始める。A国の国民金融諸要素がB国、C国の両者に対抗できるだけの力を備えていない場合には、B国との対抗・相互作用関係を弱め、C国とだけの対抗・相互作用関係を強めることもできる。B国との統合的關係を促進し、C国とは複合的關係を拡大する方法である。

このように、A国の国民金融諸要素の機能変化によって、それによって連関させられている多面的な2国間対抗・相互作用関係は同時的に変動するが、変

動の程度や方向はさまざまである。そのすべてが同じように同じ方向に変動する場合、つまり対抗・相互作用関係がすべて強まる方向にあるいは弱まる方向に変動する場合もあるが、ある特定国に対して対抗・相互作用関係が強まるが、他の特定国に対しては弱まるという場合もある。例えば、上の3カ国モデルでみたように、A国の機能変化がB国・C国との対抗・相互作用関係をすべて強めたり弱めたりする場合と、C国との対抗・相互作用関係は強まるがB国との対抗・相互作用関係は弱まるなどの場合である。国民金融諸要素の機能変化はこのように多様で多面的な関係変動を引き起こすのである。

このため、より積極的・意識的に、このような多面的な対抗・相互作用関係を総合的に調整する必要性が連結点である金融主権と国民金融諸要素において生じる。これが対抗・相互作用関係の多面的な調整政策や調整戦略である。

3カ国モデルでみて、A国はB国・C国との対抗・相互作用関係をすべて強めたり弱めたりするのか、C国との対抗・相互作用関係は強めるがB国との対抗・相互作用関係は弱めるのか、などの多面的な政策や戦略を持たなければならないのである。このようにして2国間対抗・相互作用関係は各国の金融主権による多面的な調整政策や多面的調整戦略によって連関させられる。例えば、A国の方からB国との統合的關係を進める政策を選択した場合、それがA国からみてのその2国間の個別的・内生的事情によってだけでなく、C国との対抗の必要性という、より広域的・外圧的・対外的な事情によって、そしてより組織的・戦略的な要因によって促進されるので、動態的諸関係の形成は広がりからいっても、内容・程度からみても激しさを増す。

B国、C国は直接的な関係としては、多面的な戦略はもつ必要はない。いずれもA国を対象として強い対抗・相互作用関係にあるからである。しかし、間接的な関係としては、B国からみてのA国・C国間（C国・A国間）、またC国からみてのA国・B国間（B国・A国間）の動向は、それぞれの多面的戦略、多面的関係にも影響を与える。

前述したように、2国間において対抗・相互作用関係が強ければ強いほど、一方における国民金融諸要素のなんらかの機能変化が他方の国民金融諸要素の機能に影響をおよぼす度合いは強くなる。一方の機能変化が他方の機能にとつ

ても望ましい環境を準備することになるならば、あるいはその変化が両者にとって利益になる場合にはよいが、そうでない場合には激しい利害対立や金融摩擦を発生させる。これらの調整のために2国間交渉や協議の場が発達するのであるが、ここではA国・B国間（B国・A国間）、A国・C国間（C国・A国間）でとりわけ頻繁におこなわれることになる。2国間レベルでの調整の範囲を越える場合には、次にみるように、A国・B国・C国による多国間交渉や協議が必要になったり、多国間調整のための国際機関が創設される場合もある。

前述したように、2国間での動的諸関係のさまざまなあり方が、多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態・存在様式を決める。このケースでもこれらのすべてを示すことは不可能であるが、いくつかの典型的なパターンを示すことはできる。

例えば、現在のケースにおいて、質的諸関係からみた多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態・存在様式としては、複合的形態、地域的・局部的統合形態、統合的形態を考えることができる。A国・B国間（B国・A国間）が複合的關係、B国・C国間（C国・B国間）およびC国・A国間（A国・C国間）も複合的關係である場合が、複合的形態である。A国・B国間（B国・A国間）が統合的關係、B国・C国間（C国・B国間）およびC国・A国間（A国・C国間）が複合的關係である場合が、地域的・局部的統合形態である。さらにA国、B国、C国ともに統合的關係にあるのが、統合的形態である。

また、このケースにおいて、量的諸関係からみた多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態としては、独占的形態、階層的形態、寡占的形態、競合的形態を考えることができる。例えば前述したケースと同様、A国の国民金融諸要素が圧倒的多数の国際金融機能を支配している場合が、独占的形態である。A国・B国間（B国・A国間）がA国の優位關係にあり、さらにB国・C国間（C国・B国間）がB国の優位關係にあり、C国の国民金融諸要素がいずれに対しても従属的である場合が、階層的形態である。A国とB国の国民金融諸要素が競合關係にあって多くの国際金融機能を支配しており、C国がいずれに対しても従属的である場合が、寡占的形態である。A国、B国、C国それぞれの国民金融諸要素がほぼ同じほどの国際金融機能を支配し合っている状況が

競合的形態である。

関係密度あるいは関係強度がより均等的に強い2国間対抗・相互作用関係が連関して、多面的な対抗・相互作用関係を形成している場合には、国民金融諸要素の対応はいっそう複雑になる。

例えば、このような場合についても3カ国モデルで考えてみれば、A国・B国間（B国・A国間）とB国・C国間（C国・B国間）、そしてC国・A国間（A国・C国間）でより強い対抗・相互作用関係が成立している場合を想定することができる。この状況をA国の立場からみると、A国の国民金融諸要素は、直接にはA国・B国間（B国・A国間）の強い対抗・相互作用関係とA国・C国間（C国・A国間）の強い対抗・相互作用関係が連関する結節点にあり、さらに間接的にはB国・C国間（C国・B国間）の強い対抗・相互作用関係が連関しており、これらによって形成される多面的関係のなかに置かれることになる。A国はA国をとりまく多面的な関係のなかで直接的にはB国・C国との多面的な対応を求められるのであるが、B国・C国間（C国・B国間）の動向も考慮しなければならないのである。このような多面的関係は、B国の立場からしても同様であり、さらにC国の立場からみても同様である。いずれの国の国民金融諸要素も他の国の国民金融諸要素と強い対抗・相互作用関係にあるので、それぞれがよりいっそう多面的な関係を重視しなければならないのである。この結果、いずれの国も前述したケースでのA国と同様に多面的な調整政策や戦略をもたなければならないのであるが、間接的な多面的関係も同程度に考慮しなければならないという点でさらに複雑な多面的調整政策・戦略が必要になる。

今回の場合においても、前述したケースと同様に、A国の国民金融諸要素がB国、C国の両者に対抗できるだけのより優れた国民金融諸要素を創造・開発してB国、C国の国民金融諸要素との複合的關係を拡大し、それらとの対抗・相互作用関係を強めるというケースが起こりうる。しかし、今回の場合、B国、C国のいずれもがそれぞれ他の2国を対象にして、複合的關係を拡大して対抗・相互作用関係を強める運動も加わるので、複合的關係の拡大はよりダイナミックな様相を現す。

さらに前述したケースと同様に、A国が両国との対抗・相互作用関係に耐えられない場合、B国との対抗・相互作用関係は弱めC国との対抗・相互作用関係だけを強める戦略を採用し、B国との統合的關係を促進しC国との複合的關係を拡大するというケースも起こりうる。ただし前述したケースではA国からB国との統合に動いた場合であって、B国が特別な動きをする場合ではなかった。しかし今回のケースでは、B国の方でもA国との統合政策を採用するなどのように、複数の国で共通の多面的調整政策・戦略が採用される場合がある。例えば、3カ国モデルで見れば、A国がC国との対抗・相互作用関係を強めるとともにB国との対抗・相互作用関係を弱める多面的調整政策・戦略を採用するが、他方、B国もC国との対抗・相互作用関係を強めるとともにA国との対抗・相互作用関係を弱める多面的調整政策・戦略を採用する場合などである。

最後にこれもまた前述したケースと同様であるが、B国、C国が強大なA国に対抗するために、そのいずれもがA国方式を導入するか、それと類似した方式を開発したり、A国との同調政策を採用するという場合や、あるいはA国がそのヘゲモニーを利用してA国方式の導入やA国への同調を押しつけたりする場合には、A国の国民金融諸要素とB国、C国の国民金融諸要素の統合的關係は拡大し、A国方式を国際標準とした国際金融統合が進む。B国、C国がA国方式に統合されるのが前述したケースであるが、これに加えて、B国、C国間で統合が促進されA国がそれに合わせることもある。同様にA国とB国が統合で合意し、C国がやむをえずそれに合わせて国際統合が実現する場合もある。さらに次に述べるように、共同の協議や調整で統合に進む場合もある。²²⁾ いずれにしても、自国方式が国際標準になる国は有利であって、国際標準化への主導権争いが激化する。

以上三つのいずれのケースにおいても、2国間の個別的・内生的事情だけでなく、より広域的・外圧的・対外的な事情がより強く加わり、より組織的・戦略的要因によって動態的諸関係が形成されるようになり、その激しさはより強まる。

A国もB国もC国もそれぞれが強い対抗・相互作用関係で連関しているので、その連結点であるそれぞれの金融主権と国民金融諸要素の機能変化によって、

それによって連関させられている多面的な2国間対抗・相互作用関係は同時的に変動する。例えば、A国の国民金融諸要素の機能変化は、それによって連関させられているA国・B国間（B国・A国間）の2国間対抗・相互作用関係とA国・C国間（C国・A国間）の2国間対抗・相互作用関係を同時に変動させる。A国の機能変化がその国の内部事情などの対内的要因から引き起こされた場合にこのような同時変動が生じるのは当然であるが、主要には対抗・相互作用関係が強いB国との対抗・相互作用関係を変動させるという対外的要因からであっても、それはC国との対抗・相互作用関係も同時に変動させることになる。A国の機能変化によってA国との対抗・相互作用関係を変動させられたB国が、それへの対抗や対応のため国民金融諸要素の機能変化に踏み出せば、それはA国との関係だけでなくそれと連関しているC国との対抗・相互作用関係も変動させることになる。これはA国の機能変化によってA国との対抗・相互作用関係を変動させられたC国にとっても、同様である。以上の例はA国の機能変化から出発したが、それがC国の変化によってそれへの対抗・対応のために引き起こされる場合もある。このように強い対抗・相互作用関係が多く連関しているケースでは、ある2国間対抗・相互作用関係の変化がそれと連関している2国間対抗・相互作用関係の同時変化を呼び起こし、これが次々に波及するという一般的運動性が発生することもある。

この一般的運動性が強ければ強いほど、ある国の国民金融諸要素のなんらかの機能変化が他の複数の関係国の国民金融諸要素の機能に複数、同時に影響をおよぼす度合いは強くなる。ある国の機能変化が他方の複数関係国にとっても望ましい環境を準備することになるならば、あるいはその変化がそれらにとって利益になる場合にはよいが、そうでない場合には複数国間で激しい利害対立や金融摩擦が同時的に発生する。このために前述した2国間交渉や協議がより頻繁に行われることになるが、このケースでは個別2国間だけの交渉・調整の限界を超える場合も多く、これらの利害対立や金融摩擦を多国間で調整することも必要になる。共同調整のために、さまざまな形態の多国間調整のための多国間交渉・協議の場やそれらの枠組みを決めるいろんな国際機関が関係国によって創設され発展する。¹³⁾ さまざまな形態の、例えば、臨時的・定期的、アドホック

ク的・常設的，事前的・事後的，問題別・包括的，閣僚レベル・実務者レベル，などの交渉や協議方式が発展するのである。一般的運動性が強くなればなるほど，多国間調整の頻度や必要度も増加し，さらにそこで取り上げられる問題や課題も増加し，交渉や調整過程は激しくなりその解決がますます困難になる。これらの交渉過程や国際機関の運営が，対等・平等原則で行われる場合もあれば，ある一国や複数国のヘゲモニー（主導権）によって進められる場合もある。

前述したように，2 国間での動的諸関係のさまざまなあり方が，多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態・存在様式を決める。ここでもこれらのすべてを検討することは不可能であり，いくつかの典型的なパターンを示すだけである。

例えば，現在のケースにおいて，質的諸関係からみた多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態・存在様式としては，複合的形態，地域的・局部的統合形態，統合的形態を考えることができる。A 国・B 国間（B 国・A 国間）が複合的關係，B 国・C 国間（C 国・B 国間）および C 国・A 国間（A 国・C 国間）も複合的關係である場合が，複合的形態である。A 国・B 国間（B 国・A 国間）が統合的関係，B 国・C 国間（C 国・B 国間）および C 国・A 国間（A 国・C 国間）が複合的關係である場合が，局部的統合形態である。さらに A 国，B 国，C 国ともに統合的関係にあるのが，統合的形態である。

また，このケースにおいても，量的諸関係からみた多数国モデルにおける国際金融システムの存在形態としては，独占的形態，階層的形態，寡占的形態，競合的形態を考えることができる。例えば，A 国の国民金融諸要素が圧倒的多数の国際金融機能を支配している場合が，独占的形態である。A 国・B 国間（B 国・A 国間）が A 国の優位関係にあり，さらに B 国・C 国間（C 国・B 国間）が B 国の優位関係にあり，C 国の国民金融諸要素がいずれに対しても従属的である場合が，階層的形態である。A 国と B 国の国民金融諸要素が競合関係にあって多くの国際金融機能を支配している場合が，寡占的形態である。A 国，B 国，C 国それぞれの国民金融諸要素がほぼ同じほどの国際金融機能を支配している状況が，競合的形態である。

全般的な対抗・相互作用関係のなかであって，それぞれの金融主権と国民金

融諸要素は他のそれぞれの金融主権や国民金融諸要素との間で様々な動的諸関係を形成するので、国際金融システムを構成する主権国家の増加とともに、それによって形成される2国間の動的諸関係の多様性は拡大する。2国モデルの国際金融システムを構成していたのは、A国・B国の金融主権と国民金融諸要素、そしてその2国間動的諸関係という一面だけであったが、多数国モデルの国際金融システムを構成しているのは多数国の金融主権と国民金融諸要素、そしてそれらが形成する多面的な動的諸関係である。2国モデルにおける動的諸関係は2国間に限定された内包的多様性であったが、多数国モデルにおける動的諸関係では、これに空間的・地域的多様性の拡大が付け加わる。国際金融システムを構成する主権国家の増大とともに、この多面性は加速度的に拡大する。nカ国モデルの国際金融システムは、 $(n-1)+(n-2)+\dots+(n-n)$ の種類の2国間の動的諸関係によって構成されることになる。これまでは主に、説明を容易にするため3カ国モデルを使用して動的諸関係を考察してきた。しかし、多面性の拡大とともに、これによって形成される動的諸関係はいっそう複雑性を増すようになり、これまでに検討したケースのいくつかがいろいろに組み合わせあって発生するようになる。

本稿では理論的に考えられるいくつかの典型的なケースを限定的に検討しただけである。多面性が拡大すれば、いろんなパターンも発生してもっと複雑となる。またここでは、理論的に単純・明快に扱うために、対抗・相互作用関係を単に強い、弱いと単純にしか取り扱わなかったし、しかもその程度を具体的に示さなかった。実際にはもっと複雑であるが、これらのより具体的な段階で考察されるべき理論的な課題は多く残されている。

以上、動的諸関係の形成過程について長々とみてきたが、最後に多数国モデルにおける動的諸関係の特徴として、一般的流動的性格を指摘しておかなければならない。国際金融システムの構成国が多くなればなるほど、諸関係の変動要因が増加することになり、しかもその複雑な連関的・連動的影響をこうむる機会も多くなるからである。それにより前述したように、国際金融システムの構成国が増加すればするほど、それだけそれぞれの構成諸要素の立場から、全体の関連した運動や変化を予測・理解することはますます困難になるのである。

本稿においてのここまでの理論展開では、拠点参入もふくめ利用参入は完全に自由であること、つまり利用参入の完全性を前提にしてきた。利用参入とは国境をこえて国民金融諸要素を利用できること、その利用が開放されていることであって、これには居住者が非居住者国の国民金融諸要素を利用する対外利用参入（対外拠点参入）と、非居住者が居住者国の国民金融諸要素を利用する対内利用参入（対内拠点参入）があること、そして拠点参入とは金融機関が海外支店や在外子会社を設立し現地に直接参入してそこでの国民金融諸要素を利用できることである。これまでは、このように国民金融諸要素が国境をこえて自由に個人や企業、金融機関などによって利用されることを前提に話をすすめてきたのである。

しかし、現実には、利用参入はさまざまな程度・段階でそれぞれの国の金融主権によって規制されている。これについても2国モデルでの研究ですでに明らかにしてきたことである¹⁴⁾。これらの利用参入の不完全性を踏まえなければ、より具体的な国際金融システムに近づくことはできない。利用参入は国際金融システムの現実の形成要因である。これがどの程度、どのように進展するかによって、国際金融システムの現実的諸関係モデルはさまざまに形成される。われわれはさまざまな利用参入諸規制によって分断されたより現実的な国際金融システムに迫らなければならないのである。

ただし、ここで問題にしなければならないのは、利用参入の多面的性格、多面的構造についてである。われわれはこれまで国際金融システムの多数国モデルを検討してきたのである。利用参入についても多面的な利用参入構造を検討しなければならない。

国際金融システムの多数国モデルを構成しているそれぞれの国は、他のそれぞれの国との間で対外利用参入と対内利用参入を相互に完全に自由に行っていることを、これまでは前提にしてきた。しかし、現実には、国際金融システムの構成国のいずれもが、どこの国を相手に、どのように、どの程度、対内利用参入あるいは対外利用参入を認めるのか、このような多面的な利用参入調整をしなければならないし、またそのような政策、多面的な利用参入政策をもたなければならないし、場合によっては確固とした利用参入戦略を構築していること

もある。例えば、3カ国モデルだと、A国はB国・C国に対して、B国はC国・A国に対して、C国はA国・B国に対して、それぞれが多面的利用参入調整をおこなうし、そのような政策・戦略をもつことになるのである。国際金融システムの構成国が増加すればするほど、より複雑な多面的対応策が必要になる。

近隣諸国との、あるいは経済的・人的・文化的に交流の深いところとの、また政治的・軍事的・外交的な関係が密接なところとの利用参入が促進されるかもしれないし、金融とは次元の異なる対外戦略によってより多く影響されるかもしれないし、さらに金融上の対外戦略や全般的な対抗・相互作用関係を想定した多面的調整政策や戦略が働くことがあるかもしれない。

さらに、対外経済力や対外経済関係、外貨獲得力や保有力、国民経済の規模、国民金融の規模や対外競争力、国民金融機関の対外競争力、これらを配慮するとともにこれらが国際金融権能費用を負担できるのかを考慮した調整や政策も必要になる。これらの状況によっては利用参入規制が強化されることもある。

利用参入調整が一国の思惑や政策だけによっておこなわれるとは限らない。それぞれの国の利用参入調整や政策が衝突・対立したり、対内利用参入を多く認めている国がよりいっそうの対外利用参入を要求したり、対内利用参入の少ない国が他の国から批判されたり、力の強い国によって利用開放を迫られるなど、利用参入摩擦が発生するからである。この調整や交渉が、関係する2国間で進められる場合もあれば、多国間あるいは国際機関でおこなわれる場合もある。利用参入の多面的な相互主義運動が発生し、ある特定国に対する対外利用参入を認めて行けば、その国からの対外利用参入、つまりこの国からすれば対内利用参入を許可せざるをえない状況も作り出される。

それぞれの国の多面的な利用参入調整や政策によって、多様な2国間の利用参入関係が形成される。そしてこれが利用参入の多面的構造を形づくる。

例えば、3カ国モデルにおいて前述したように、A国の立場からみても、A国はB国に対してそしてC国に対して多面的利用参入政策をもつ。B国も同様にC国、A国に対して、そしてC国もA国、B国に対して、それぞれ多面的利用参入政策をもっている。これらのそれぞれの利用参入政策によって、2国間の利用参入関係が形成される。A国のB国に対する利用参入政策とB国のA

国に対する利用参入政策によって、A国・B国間（B国・A国間）の2国間利用参入関係が形成される。B国のC国に対する利用参入政策とC国のB国に対する利用参入政策によって、B国・C国間（C国・B国間）の2国間利用参入関係が発生する。同様に、C国・A国間（A国・C国間）の2国間利用参入関係が発生する。

A国・B国間（B国・A国間）の利用参入関係についてみてみよう。A国のB国に対する対内利用参入政策とB国のA国に対する対外利用参入政策によって、A国の国民金融諸要素のB国に対する利用開放度が決まる。A国のB国に対する対内利用参入政策の自由度が高く、同時にB国のA国に対する対外利用参入政策の自由度も高ければ高いほど、A国の国民金融諸要素のB国に対する利用開放度は高まる。逆の場合は逆になるし、いずれかの国の利用参入政策の規制度が強ければ強いほど、この利用開放度は低くなる。このようにしてA国の国民金融諸要素のB国に対する利用開放度は、両国の利用参入政策によって、さまざまな程度で決定される。

同様に、B国のA国に対する対内利用参入政策とA国のB国に対する対外利用参入政策によって、B国の国民金融諸要素のA国に対する利用開放度が決められる。これらによって、B国の国民金融諸要素のA国に対する利用開放度が、さまざまな程度で決定されることも上と同様である。

このようにして、A国の国民金融諸要素のB国に対する利用開放度とB国の国民金融諸要素のA国に対する利用開放度が決定され、これによってA国とB国の多様な2国間利用参入関係が形成されるのである。A国の国民金融諸要素の利用開放度がより高い場合もあれば、B国の国民金融諸要素の利用開放度の方がより高い場合もある。あるいは、いずれの国の利用開放度も高い場合もあるが、これが高まれば高まるほど、2国間において参入統合が進展し、利用参入の完全性が実現されるものとなる。

同様に、A国はC国との関係でも、A国・C国間（C国・A国間）の2国間利用参入関係を形成するが、さらに、B国・C国間（C国・B国間）においても2国間利用参入関係が生じる。国際金融システムの構成国が増加すればするほど、さまざまな利用開放度で特徴づけられた多数の2国間利用参入関係が

発生し、これらによって利用参入の多面的構造、多面的な利用参入構造が形成される。利用参入の多面的構造は、多様な2国間の利用参入関係の総和である。

利用参入の多面的構造は、国際金融システムの質的諸関係と量的諸関係のあり方に影響をおよぼす。そのあり方によって現実的諸関係モデルでの国際金融システムの存在形態と存在様式が決定される。

質的諸関係からみてみよう。相互に対内利用参入（対内拠点参入）や対外利用参入（対外拠点参入）の進んでいない国の間では、すなわち相互に利用開放度が低い国の間では、対抗・相互作用関係は不完全・部分的にしか働かない。反対に、利用開放度が相互に高い国の間では、対抗・相互作用関係は完全・全面的に働く。このようにして、現実的諸関係モデルでの国際金融システムにおいては、完全・自由なものから、いろいろな程度で制限された不完全なものまでの不均等な対抗・相互作用関係が発生し、これらのそれぞれの働きによって質的諸関係が形成されるのである。完全な利用参入関係にある2国間あるいは多国間においては、これまでみてきたような完全な動的諸関係が形成されるが、利用参入が不完全な関係にある2国間あるいは多国間においては、これらは不完全にしか形成されないことになり、さまざまな程度で対外的な影響・作用から遮断された関係にとどまる。利用参入関係の多面的な完全性が進展すればするほど、すなわち参入統合が進展すればするほど、多面的な動的諸関係の形成が強まり、これまで検討してきた運動様式が現れるようになる。

量的諸関係についてみてみよう。利用参入の多面的構造が国際金融システムの量的諸関係に影響する方法は、二通りある。第1は、利用参入の多面性の相対的水準である。対内利用参入（利用開放度）の進んでいる国の国民金融諸要素は、それが遅れている国民金融諸要素より、より多くの国際金融機能を果たす可能性を与えられる。例えば対内利用参入の独占的形態は国民金融諸要素の独占的機能を保証するものとなる。利用参入水準が直接的に量的諸関係に影響するのである。第2は、利用参入の多面性の絶対的・一般的水準である。これが進展すれば、利用開放度の高い国民金融諸要素が増加することになる。より多くの国の国民金融諸要素が国際金融機能を担うことができるようになればなるほど、その量的諸関係は国民金融諸要素の質的機能やその動的諸関係によっ

て決定されるようになる。この場合に利用参入は間接的にしか影響しないのである。

IV おわりに

多数国モデルで国際金融システムを検討した結果、われわれの前に存在する国際金融システムは、グローバル・2国モデルでのそれよりも、より豊かな姿を現すようになった。多数の金融主権と国民金融諸要素が登場し、それらによって、より複雑で多面的な運動様式や諸関係が形成されたからである。多数国利用関係においては、2国間利用関係がさらに拡大・発展するとともに、新しく第3国間利用関係も発生・発展した。これによって国民金融諸要素間には全般的な対抗・相互作用関係が形成され、それらのさまざまな運動様式によって国際金融システムの多様な存在形態や存在様式が発生したのであった。また、国際金融システムの現実モデルを形成する利用参入においても、多数の金融主権と国民金融諸要素が複雑な多面的利用参入関係を形成し、いっそう複雑な国際金融システムの存在形態や存在様式を生み出したのである。

このようにして多数国モデルにおける国際金融システムは、システムとして運動し、そのようなものとして存在するものとしての全体像をますます現すようになってきた。国際金融システムは人類が試行錯誤しつつ創造している一つのシステムであり、これ自体が創造的に発生・発展しているものである。そしてこれが多様な様式で運動し多様な形態で存在しうることを、これまでの研究が理論的に明らかにしたのである。これによりわれわれは、国際金融システムの、システムとしての内的運動をより深く認識・理解できるための理論的枠組みを得たのである。¹⁵⁾

しかし、具体的な姿を現したといっても、ここで展開された国際金融システムは、A国、B国、C国などという抽象的な存在の国民金融諸要素によって形成されたものでしかない。もちろん、この設定によって、国際金融システムを多様な運動や存在の一般的可能性をもつものとして簡潔に展開できたのであるが、国民金融諸要素の歴史的・現実的な機能性や存在などの具体的な条件をふ

まえて国際金融システムの運動法則や存在様式を解明できたわけではない。これまでの研究は、国際金融システムの運動や存在様式について考えられる範囲の一般的可能性を明らかにしただけであって、具体的にそれらがどのような場合に、どのように運動して、どのような存在様式を現すのかについては、何も語ってはいないのである。これについては、よりいっそう具体的な諸条件や諸要因を導入して、発展的に再考察されなければならない。国民金融諸要素のより具体的なハードやソフトの機能様式や態様に言及する必要があるし、その歴史的・時代的な変化や発展を考慮しなければならない。例えば、貨幣・貨幣制度一つをとってみても、物品貨幣、貴金属貨幣、不換銀行券、さらに最近は電子マネーやインターネット・マネーなども登場するようになっており、これらの変化や発展によって国際金融システムは大きく変貌する。2国間の関係や多面的関係にしても、さらに具体的なところへ踏み込めば、より複雑な要因が重なって多様なものとなる。これらをふまえることによって国際金融システムは、細部のより具体的な運動や内容をそなえたものとして出現する。しかも、一般的な枠組みのなかでの位置づけや関連を明らかにしたものとして。

その際に、この国際金融システムがより優れたシステムとして運動・発展しているのか、してきたのか、あるいはより劣悪なシステムになっているのか、なってきたのか、これらを検討することが必要になる。このためにわれわれは、あらかじめ、このシステムを評価できる基準そしてその方法論をもつことを求められる。現段階ではわれわれは、これは金融の公共性であると考え。次稿ではこれについて検討してみよう。

注

- 1) 本稿でもって、国際金融システムの一般的・抽象的・原理的な枠組み（紀国モデル）が一応完結することになる。これまでの筆者の研究成果は、拙稿 [1995] [1996 a] [1996 b] に表されており、本稿はそれに続くものである。これまでの研究で、われわれは「国民金融諸要素」という、より簡単でより抽象的な概念で、しかもこれらに依存したより少ない概念や方法で、さまざまな国際金融機能や国際金融現象を一般的・抽象的に明らかにすることを試みてきた。そこでは国際通貨論、

ユーロ市場論、国際金融市場論、金融統合論、多国籍銀行論、金融規制論、金融技術論、金融労働論、金融の公共性論などの金融や国際金融の多くの分野や現象をできるかぎる統一的に包括でき、しかも国民金融と国際金融の矛盾を内在化させたモデルとシステム論を構築しようとしてきたのである。

しかし、最後まで煮詰められていない論点や概念も多く、表現も生硬であって、今後改善すべき多くの改訂点を含んでいる。また、これまでに使用された概念や用語も、その後の展開のなかで余計な部分を削除したり、新しい意味・内容を付け加えたり、いくつかの点で微調整されているところもある。

より抽象的な段階からより具体的な段階まで理論的に展開する方法論を採用したものの、この実行には多大な時間と労力を必要とする。本来は、具体的な素材・対象物を細部に至るまで完全に消化・理解して、それを抽象的・普遍的な段階にまで高め、そこから説きおこすことが求められる。しかし、筆者の時間的余裕の無さと能力不足から、これまで筆者が積み重ねてきた研究成果を手がかりにして、抽象的な枠組み作りに取りかからざるを得なかった。このため、具体的な展開の過程で、フィードバックして改訂しながら進めざるをえないのである。例えていえば、家を建てるのに、細部に至るまで完全な設計図を完成させてから、建築にかかるのではなく、一応のおおざっぱな骨組みや建築方針を元に建築にとりかかり、実際の作業行程のなかで、骨組みの組み替えや調整を行うようなものである。そういう点では本稿も、これまでの研究成果と同様に、未定稿部分を多く抱えており、今後の研究の進展で改訂が必要になると考えている。未定稿部分をかかえているものを学術論文として発表するのは失礼であり、研究者の礼儀に反することはわかまえている。彫刻家ロダンは、本体完成前に数十回から数百回習作を作り、自分で納得してから本体の制作に取りかかったと聞く。また、「知識と材木はよく乾燥させてから使え」(O. W. ホームズ『朝の食卓の独裁者』)ということわざがあるように、時間をかけてよく吟味して、時のふるいにかけてから発表するのが筋であろう。

しかし研究の最終完成までに多大な時間が必要な場合には、発表という節目と目標を定めて一応の到達点とその時点での成果を公表するという研究スタイルも、多忙な現代の研究者には許されることと思われる。なお蛇足ながら、大学教員任期制のような短期的な業績評価の風潮が、現在でさえ貧困といわれる学術研究体制や基礎研究をさらに貧弱なものにするのではないかと、憂慮するものである。

- 2) 紀国 [1995] が、その研究成果である。
- 3) 紀国 [1996 b] がその研究成果である。
- 4) 大蔵省はオフショア市場を、ロンドンやホンコンのように外貨建て取引について居住者と非居住者の区別がない内外一体型(オンショア型)、米国、シンガポール、バハーレン、日本のように非居住者との取引勘定を分離する内外分離型、そしてケイマン、パハマのような税制の恩典だけを目的としたタックス・ハイブン型と三つに分類している。大蔵省国際金融局総務課編 [隔年版]。オフショア市場の比

較分析を試みたものは、古くは Kelen T., Parker A. [1977], さらに細身卓編 [1985], Eugen Sarver [1988], Euromoney [1988], 及野正男 [1986] がある。最近はアイルランドのダブリンから上海の浦東にまでオフショア市場が創設・計画されている。

- 5) 紀国 [1995] p. 124, 第 2 表。
- 6) 紀国 [1995] [1996 a]。
- 7) 日本版ビッグバン (金融制度の抜本的改革) の先駆けとして外為法が改正され、1998年 4 月から施行されることになった。これにより従来外国為替公認銀行の独占であった外国為替業務が自由化され、これにあわせて海外口座の開設も自由化されることになった。ここで説明している決済方法の第 2 と第 3 が現実のものとなったのである。拙稿 [1995] [1996 a] 執筆時には、この方法を理論的な仮定として展開したのであるが、これほどすぐに実現されるとは思ってもみなかった。国際金融の運動の速さを感じる次第である。
- 8) 最近、マルクの為替媒介通貨としての機能について研究も盛んになり、これをめぐって論争も起きている。これについては、井上伊知郎 [1994], 奥田宏司 [1994] [1996] を挙げておく。
- 9) 紀国 [1996 b] p. 157。
- 10) 2 国間の動態的諸関係の例として、日本と米国の通貨・金融関係ほど興味深いものはない。軍事的・政治的・外交的に緊密な関係にあり占領下で銀証分離などの制度が日本へ導入されたとはいえ、金融行政、金融規制、金融機関の規模などをみてもきわめて異質な関係にあるからである。いずれこれについても検討する予定であるが、これまでの拙稿で参照したものに加えるべきものとしていくつかの文献を紹介するだけにしておこう。総合研究開発機構・ブルッキングス研究所 [1984], ジェフェリー・A・フランケル, C・フレッド・バーグステン (邦訳高橋由人) [1985], 宮崎義一 [1988], ダニエル・バースタイン (鈴木主税訳) [1989], ポール・アードマン (角間隆訳) [1992], ポール・ボルカー, 行天豊雄 (江澤雄一監訳) [1992], 中尾茂夫 [1996] などである。
- 11) 本稿をふくめこれまでの研究で筆者は、ある国の諸制度や諸様式が他の国に容易に導入されるものとして取り扱ってきたが、最近は知的所有権の保護強化の動きでそれも困難な面が生まれつつある。金融機関の開発した金融商品や電子マネーについての特許権争いが激化しているのである。
- 12) 1987年に、国際業務に携わる銀行に対する自己資本比率規制の国際統一基準 (いわゆる BIS 規制) が合意された。これは最初に米国と英国で合意が成立し、その後、この規制の緩い日本に対してそれへの参加を迫ったものである。
- 13) 現代の多国間調整の必要性や役割の増大を反映して、多くの国際機関や機構、そして多国間調整の場が発生し、またそれについての研究も増加しつつある。現在の国際機関や国際機構としては、国際連合、国際通貨基金 (IMF), 世界銀行, 経

済協力開発機構（OECD）、国際決済銀行（BIS）、世界貿易機構（WTO）、欧州連合（EU）があるが、さらにアジア開発銀行などの地域機構や機関をふくめれば、まだまだ多くなる。また多国間調整の場として先進5ヶ国あるいは7ヶ国中央銀行・蔵相会議（G5、G7）やサミット、それに東南アジア諸国連合（アセアン）などの地域間調整の場も加えればさらに多くのものがある。

国際機関や機構についての研究は、古くは佐藤和男 [1967]、最近は、Kenen P. B. [1986]、奥田宏司 [1989]、本間雅美 [1991]、山口 [1995]、最上敏樹 [1996]、藤川 [1997] をあげておく。山口 [1995] と藤川 [1997] は、言語を通じたグローバル・コミュニケーションの難しさを体験的に明らかにした好著である。

なお筆者は、国際機関や機構を国家間の調整の場として位置づけ、基本は主権国家に置いた。これに対して、Holland は筆者とよく似た国際金融システムの2国モデルの図を作成するに際して、2国間の間に国際機関・機構（Supranational Institution）を置いた図を作成し、積極的な位置づけを行っている。Holland J. [1986] P.30。

14) 紀国 [1996 b] pp. 157~160。

15) 前稿執筆後、京都大学大学院在籍時の恩師で指導教授であった池上惇京都大学名誉教授（現在は福井県立大学大学院教授）から拙稿について、貴重なコメントと文献の紹介をいただいた。

それは私が構築しようとしている「国際金融システム」の「システム論」に関してである。システム論については、フォン・ベルタランファイ（長野敬・太田邦昌訳）[1973] を参照しなさいという教えであった。さっそくに拝読した。フォン・ベルタランファイは、システムを「諸要素の相互作用によって形成される有機的秩序」であると定義し、このような有機体（オーガナイゼーション）として理解すべきものは、細胞や生物、宇宙などの自然的組織体にとどまらず、広くさまざまな社会的組織体にも存在していると説く。そして、システム論として、自然から社会すべてを貫く統一原理の必要性を提起しているのである。そしてすでにその試みが、生物学、物理学、社会学、政治学、経済学などにおいて進められており、ゲームの理論や情報の理論などもその研究成果であるという。

ベルタランファイが使用している概念や方法が私の国際金融システム論と似通っている部分が多くて驚くとともに、私の問題意識や方法論とも共通していて、強い励ましとなった。

確かに、社会であれ自然界であれ有機的存在物については、システムとして研究することは重要であり、きわめて意義があるものである。私も同様な考えで、国際金融システムという有機的存在物をその有機的な運動のなかで把握するために、「次元的に存在する国民金融諸要素」の有機的な運動によって、国際金融現象やその存在様式を把握しようとしたのである。

私の国際金融システム論とその方法論がおのずから類似したのも、有機的存在物

をその有機的な運動のなかで把握しようとするれば誰もが、それらをそれぞれの役割ごとに構成部分に分解し、次にその構成部分の相互作用によってさまざまな運動様式や存在様式が発生することを解明するという方法論に行き着くからである。

すべてを貫く統一原理を、というベルタランファイの問題提起は刺激的であった。社会であれ自然界であれ複雑な有機的存在物については、統一的にシステムとして研究する意義はきわめて重要である。しかし、ベルタランファイのいうように、一般的・統一的原理の解明にすすんでも、有機的存在物であるということから生まれるきわめて希薄で漠然とした共通性しか発生しない、と私は考える。私は、それぞれのシステムとしての特性や運動様式や運動法則にはそれぞれのものがあり、それらの存在に固有の特徴を解明することが重要であると思っており、それぞれの運動の特殊性を解明することに意義を見いだすものである。

このため私の研究の方法は、これまで筆者が積み重ねてきた金融論・国際金融論の研究成果をもとに、そして日々発生している現実の国際金融の運動や現象を参考にして、それらを手がかりにして、国際金融システム論を構築・発展させるというアプローチを取った。他の分野・領域で発展・開発されたシステム論の成果を応用するという方法を取らなかった。それぞれの分野・領域においてそれぞれの有機的存在物について独自のシステム運動があり、国際金融のより具体的で現実的な運動や現象をもとにシステム運動を明らかにすべきであるというのが筆者の立場である。

ただし、システム論という学問分野や研究成果が存在するのであるから、私の国際金融システム論が、それらのシステム論研究とどのように関係し、そのような位置にあるのかを明らかにする必要性も生まれている。最近になって、ゲーム理論を国際金融に応用する研究も現れ始めている。例えば、河合正弘 [1988~1989] [1991]、渡部努 [1994]、井澤秀記 [1995] などである。しかし、現在は時間的余裕や能力からしても、筆者の「国際金融システム論」を構築することで手がいっぱいであり、そのような余裕はない。これについては、自分で納得できる国際金融システム論を確立したあとの、今後の課題としておきたい。

参考文献

(すでに規定枚数を大幅に越えているので、ここに掲げた参考文献は本稿に直接に関係するものに限定する。本稿をふくめここまでの研究に関係した参考文献については、すでにこれまでの拙稿に掲げてあるので重複を避けたい。)

ダニエル・バースタイン (鈴木主税訳) [1989] 『YEN! —— 円がドルを支配する日』草思社。

井澤秀記 [1995] 『金融政策の国際協調 —— 国際通貨・金融システムの改革 ——』勁草書房。

- Eugen Sarver [1988] *Eurocurrency Market Handbook*, NYIF Corp..
- Euromoney [1988] How the Offshore Centres Compare, *Euromoney Supplement*, December.
- フォン・ベルタランファイ (長野敬・太田邦昌訳) [1973] 『一般システム理論』みすず書房.
- 藤川鉄馬 [1997] 『金融の国際舞台で』サイマル出版会.
- 本間雅美 [1991] 『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』同文館.
- Holland J. [1986] *International Financial Management*, Blackwell Publishers.
- 細身卓編 [1985] 『東京オフショア市場』金融財政事情研究会.
- 井上伊知郎 [1994] 『欧州の国際通貨とアジアの国際通貨』日本経済評論社.
- ジェフェリー・A・フランケル, C・フレッド・バーグステン (邦訳高橋由人) [1985] 『円・ドル合意後の金融市場』東洋経済新報社.
- Kelen T., Parker A. [1977] Offshore Financial Centres, *The Banker*, April.
- Kenen P. B. [1986] *Financing Adjustment and the International Monetary Fund*, (邦訳) 桜井一郎 [1988] 『現代国際金融システムとIMF』同文館.
- 紀国正典 [1995] 「国際金融システム — グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号.
- [1996a] 「国際金融取引 — グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号.
- [1996b] 「国際金融構造 — グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第57号.
- 及野正男 [1986] 『オフショア市場』有斐閣.
- 河合正弘 [1988~1989] 「国際政策協調の経済学 — 金融政策協調のゲーム論的接近」『経済セミナー』(1988年5月から1989年5月に連載)
- [1991] 「国際政策協調と動学ゲーム：離散型モデル」東京大学『社会科学研究』第42巻第5号.
- 最上敏樹 [1996] 『国際機構論』東京大学出版会.
- 宮崎義一 [1988] 『ドルと円』岩波新書.
- 中尾茂夫 [1996] 『円とドルの存亡 — 国際通貨史からみた日米のゆくえ』三田出版会.
- 奥田宏司 [1989] 『途上国債務危機とIMF, 世界銀行』同文館.
- [1994] 「マルクの為替媒介通貨化の現状 (92年調査) 把握について — 田中素香氏と私の場合 —」『証券経済』第190号, 日本証券経済研究所.
- [1996] 『ドル体制と国際通貨』ミネルヴァ書房.
- 大蔵省国際金融局総務課編 [隔年版] 『図説国際金融』財経詳報社.
- 大野健一・大野泉 [1993] 『IMFと世界銀行』日本評論社.

- ポール・アードマン（角間隆訳）[1992]『円への警告』集英社.
- ポール・ボルカー，行天豊雄（江澤雄一監訳）[1992]『富の興亡——円とドルの歴史』東洋経済新報社.
- 佐藤和男 [1967]『国際経済機構の研究』新生社.
- 総合研究開発機構・ブルッキングス研究所 [1984]『日米金融摩擦の経済学』東洋経済新報社.
- 渡部努 [1994]『市場の予想と経済政策の有効性——国際金融政策のゲーム論的接近』東洋経済新報社.
- 山口健治 [1995]『世界銀行』近代文藝社.